

令和2年第1回美幌町議会定例会会議録

令和2年3月 3日 開会
令和2年3月18日 閉会

令和2年 3月3日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 1号 総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告について
- 日程第 5 同意第 1号 美幌町農業委員会委員の任命について

○日程追加事件

- 追加日程第 1 行政報告

○議事日程

- 日程第 6 議案第 1号 美幌町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 2号 美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第 3号 平成31年度美幌町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第 9 議案第 4号 平成31年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 10 議案第 5号 平成31年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 11 議案第 6号 平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第 12 議案第 7号 平成31年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 13 議案第 8号 平成31年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 14 議案第 9号 平成31年度美幌町水道事業会計補正予算(第5号)について
- 日程第 15 議案第 10号 平成31年度美幌町病院事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第 16 議案第 11号 美幌町債権管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 12号 美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 18 議案第 13号 美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 19 議案第 14号 美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 20 議案第 15号 美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 21 議案第 16号 令和2年度美幌町一般会計予算について
- 日程第 22 議案第 17号 令和2年度美幌町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 18号 令和2年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 19号 令和2年度美幌町介護保険特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 20号 令和2年度美幌町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 21号 令和2年度美幌町個別排水処理特別会計予算について

日程第 27 議案第 22 号 令和 2 年度美幌町水道事業会計予算について

日程第 28 議案第 23 号 令和 2 年度美幌町病院事業会計予算について
(令和 2 年度町政執行方針)

(令和 2 年度教育行政執行方針)

日程第 29 一般質問 9 番 藤原公一君

1 番 戸澤義典君

○出席議員

1 番	戸澤義典君	2 番	稲垣淳一君
3 番	大江道男君	4 番	高橋秀明君
5 番	木村利昭君	6 番	伊藤伸司君
7 番	馬場博美君	8 番	古舘繁夫君
9 番	藤原公一君	10 番	坂田美栄子君
副議長 11 番	岡本美代子君	12 番	上杉晃央君
13 番	松浦和浩君	議長 14 番	大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会 教育会長	矢萩浩君
農業委員会 会長	鈴木幸往君	選挙管理委員会 委員長	松本光伸君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
民生部長	那須清二君	経済部長	石澤憲君
建設水道部長	川原武志君	病院事務長	但馬憲司君
事務連絡室長	志賀寿君	会計管理者	武田孝司君
総務主幹	関弘法君	防災危機管理主幹	河端勲君
まちづくり主幹	田中三智雄君	政策主幹	後藤秀人君
財務主幹	中尾亘君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	片平英樹君	環境生活主幹	渡辺靖行君
児童支援主幹	小室秀隆君	福祉主幹	影山俊幸君
健康推進主幹	大場圭子君	農政主幹	佐々木斉君
みらい農業センター主幹	午来博君	耕地林務主幹	中沢浩喜君
商工観光主幹	多田敏明君	施設管理主幹	以頭隆志君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	菅敏郎君	地域医療連携主幹	高山吉春君
事務連絡室次長	川口真人君	教育部長	田村圭一君

学校教育主幹 遠藤 明 君
社会教育主幹 露口 哲也 君
博物館主幹 鬼丸 和幸 君
選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 谷川 明弘 君

学校給食主幹 斉藤 浩司 君
スポーツ振興主幹 浅野 謙司 君
農業委員会事務局長 酒井 祐二 君

○議会事務局出席者

事務局長 遠國 求 君
議事係長 鶴田 雅規 君

次 長 佐藤 和恵 君
議 事 係 新 田 麻美 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第1回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番上杉晃央さん、13番松浦和浩さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月21日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 令和2年第1回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る2月21日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本日、3日、第1日目は、初めに町長から行政報告を受けます。その後、報告第1号総務文教厚生常任委員会からの事務調査結果を報告します。

続いて、同意第1号美幌町農業委員会委員の任命についてから、議案第10号平成31年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてまでを審議します。

平成31年度関連議案の審議後に、令和2年度関連議案である議案第11号美幌町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第23号令和2年度美幌町病院事業会計予算についてまでの13件を一括上程した後、町長から町政執行方

針、教育長から教育行政執行方針を受けます。

その後、一般質問に入りますが、通告順に、藤原公一さん、戸澤義典さんの2名を予定しています。

第2日目、4日は、前日に引き続き一般質問を行い、馬場博美さん、松浦和浩さん、伊藤伸司さん、木村利昭さん、上杉晃央の5名を予定しています。

第3日目、5日は、第2日目に引き続き一般質問を行い、坂田美栄子さん、稲垣淳一さん、岡本美代子さん、高橋秀明さん、大江道男さんの5名を予定しています。

第4日目、6日は、令和2年度関連議案の説明を受けます。

第5日目、7日土曜日及び第6日目、8日日曜日は、休日休会となります。

第7日目、9日及び第8日目、10日は、開会后、本会議を休憩し、各議員が議案の疑問点整理を行います。

第9日目、11日及び第10日目、12日は、各議員が議案の疑問点を整理し、資料を要求したものに対して関係部局が資料を作成するため、議決休会といたします。

第11日目、13日は、令和2年度関連議案の質疑を行います。

第12日目、14日土曜日及び第13日目、15日日曜日は、休日休会となります。

第14日目、16日から第17日目、19日は、第11日目に引き続き、令和2年度関連議案の質疑を行います。質疑終了後、本会議を休憩し、会派等による審議を行います。その後、本会議を再開し、令和2年度関連議案の表決を行った後、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、団体からの陳情・要請を4件受理していますので、その取扱いについて報告します。

北海道町村議会議長会からの民族共生の未来を切り開く決議の要請については、決議案を作成し、本定例会において審議する

ことにいたします。

子どもの医療費無料化を求める北海道ネットワークからの子どもの医療費無料化制度の拡充を求める道への意見書の提出を求める陳情については、意見書案を作成し、本定例において審議することといたします。

なお、靖国神社国営化阻止道民連絡会議からの日本国憲法の尊重・擁護に関する要請、渡部清さんからの美幌町長の行政報告に関する陳情については、資料配付の措置といたしました。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日3月3日から3月19日までの17日間としますが、議案審議の進行状況によっては、日程を順次繰り上げるなど、調整することもありますので、御承知おき願います。

本定例会は、新年度予算案を審議する重要な定例会であり、会期17日間の長丁場となりますが、慎重なる審議に議員各位の御協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、議員及び行政職員の皆さんには、手指の消毒、可能な限りのマスク着用をお願いします。

なお、発熱等の症状がある場合は、決して無理をせず、所定の手続の上、休んでいただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から3月19日までの17日間とし、疑問点整理及び資料作成に要する日程確保のため、3月11日から3月12日までの2日間を休会とすることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議会運営委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、会期は本日から3月19日までの17日間とし、3月11日から12日までの2日間を休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読につきましては、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、所用のため明日以降、鈴木農業委員会会長、所用のため明日以降、高木監査委員、所用のため3月9日から18日まで欠席の旨、それぞれ届出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン使用を許可しておりますので、併せて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和2年第1回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、御寄附についてであります。

昨年12月、匿名の方から、次代を担う子供たちの育成に役立てていただきたいと1,000万円を、また、札幌市にお住まいの東原俊郎様から、太陽グループの店舗が所在する美幌町にお世話になったお礼として、次代を担う子供たちの育成に役立てていただきたいと1,000万円の御寄附をそれぞれいただいたところであります。

さらに2月には、日本電気株式会社（NEC）様より、本年11月にオープン予定である屋内多目的運動場の備品充実のためにと100万円の御寄附をいただいたところであります。

それぞれ御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいりたいと存じます。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

まず、平成31年度に関わる案件といたしましては、人事案件について。

同意第1号美幌町農業委員会委員の任命については、本町農業委員会委員は、本年4月16日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、20名について任命いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

条例の改正について。

議案第1号美幌町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における

情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について、条例で引用する法律名称の変更など所要の改正を行おうとするものです。

議案第2号美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人の登録資格制限に係る規定について改正を行おうとするものであります。

平成31年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、寄附に伴うふるさとづくり基金への積立金として2,000万円を、国の総合経済対策に伴う東雲橋補修工事として1,670万円の増額をはじめ、事務事業の確定に伴う整理、債務負担行為及び地方債の変更などを行おうとするものであります。

特別会計及び企業会計につきまして、国民健康保険特別会計については、国保病院に対する保険事業に係る繰出金の増額などを、後期高齢者医療特別会計については、特別調整交付金確定に伴う事務費繰入金金の減額などを、介護保険特別会計については、利用者の増加に伴う高額介護サービス給付費の増額などを、公共下水道特別会計については、建設事業費の確定に伴う減額などを、個別排水処理特別会計については、個別浄化槽設置工事費の確定に伴う減額などを、水道事業会計については、水道管路整備事業費等の確定に伴う減額などを、病院事業会計については、医師退職に伴う給与費の減額、医療機器更新事業費の確定に伴う建設改良費の減額などをそれぞれ行おうとするものであります。

次に、令和2年度に関わる案件といたしましては、条例の改正について。

議案第11号美幌町債権管理条例の一部を改正する条例制定については、民法の一部改正に伴い、私債権の遅延損害金計算に係る割合について改正を行おうとするもの

です。

議案第12号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定については、現在実施している一時預かり事業に関して、町民のニーズに応じ、事業内容及び対象児童の拡大等を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、厚生労働省令の改正に伴い、国の基準に準じた所要の改正を行おうとするものです。

議案第14号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、民法改正による債権関係の規定の見直し及び社会情勢の変化に伴い、今後、身寄りのない高齢者等の増加が見込まれる中、保証人の確保がより一層困難となることが懸念されることから、入居の妨げにならないよう、連帯保証人制度を廃止する改正を行おうとするものです。

議案第15号美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定については、本年11月1日にオープン予定の美幌町屋内多目的運動場サニーセンターを新たに加え、その使用時間、使用料金などについて定める改正を行おうとするものです。

なお、令和2年度各会計予算につきましては、後ほど、令和2年度町政執行方針において総括的に御説明の上、各議案につきまして逐次御説明を申し上げますので、慎重なる御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願いを申し上げます、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（大原 昇君） 日程第4 報告第1号総務文教厚生常任委員会事務調査結果

報告についてを議題とします。

本件について、委員長より報告を求めます。

1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君）〔登壇〕 当委員会では、政策提言を前提に、行財政改革、教育行政、民生行政、医療行政、防災など、幅広い分野にわたり、閉会中に事務調査を行っております。

今回は、特に、昨年10月8日から10日の間、伊達市において、移住・定住対策について、室蘭市において、生涯学習センターきらんについて、安平町において、共通回数乗車券の取組について事務調査を行ってまいりましたので、その調査結果を報告させていただきます。

報告第1号総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告について。

調査の結果。

全国的な人口の減少と少子化・高齢化が進展する中、各自治体においても社会保障関連経費の増大、老朽化した公共施設など、様々な課題を抱えている。

美幌町においても、人口減少は続いており、2040年の推計人口は1万3,274人、現在から約35%減少の見込みとなっています。

このような状況を踏まえ、当委員会では、移住・定住施策、公共施設の集約・再編、地域公共交通施策について着目し、道内先進地を視察・調査しましたので、その代表的な取組について紹介いたします。

伊達市（令和元年12月31日現在、人口3万3,896人）は、高齢者が安心安全に暮らせるまちづくりを目的として、伊達ウェルシーランド構想を官民協働により実施している。

この事業は、民間が建設運営する福祉サービスや食事などの生活サポートが整った賃貸マンション安心ハウス、市有地を活用して民間の開発により優良田園住宅を分譲する田園せきない、商工会議所が事業主体

となって運行を行う乗り合い型のデマンドタクシー愛のりタクシーなどが組み合わせられ、高齢者を対象とした新しい生活サービス産業の創出を実現しています。

特徴は、行政は営業という視点から、民間とのパートナーシップの下に取り組んでいる部分であり、金融機関や商工会議所、不動産業や建設業などのおおむね50歳以下の若い層が中心となり、プロジェクト研究会が発足したことで、様々な企画が提案され、事業の実施につながっています。

今後は、移住者とのワークショップや西いぶり圏域自治体と連携した広域の移住・定住促進事業も検討されております。

室蘭市（令和元年12月31日現在、人口8万2,977人）では、廃校となった中学校の跡地を利用し、民間活力導入手法の一つであるDBO方式により建設された多世代交流の拠点となる複合公共施設生涯学習センターきらんを視察しました。

事業の背景は、市内に散在する老朽化や耐震性能不足、バリアフリー未対応の公共施設の対応を迫られる中、機能の集約ができる複合公共施設の整備方針が決定したもので、建設地には、商業地域の中心部に位置し、交通の便もよい場所にあった中学校跡地が選定されております。

施設の構成は、キッズパークやブックパークなどの子育て機能、会議室などの市民活動センター、工芸、料理が行える設備や貸しスタジオなどがあり、多世代が交流できる施設となっています。

また、附帯事業として、隣接にビジネスホテルと有料駐車場が整備され、集客の相乗効果が生まれているほか、ホテルには移住お試し住宅機能として6室が設定されており、有料駐車場の整備により、問題となっていた近隣の路上駐車も減っております。

安平町（令和元年12月31日現在、人口7,762人）では、人口減少や高齢化により、公共交通でしか移動ができない住民

の増加を想定し、JR、路線バス、デマンドバス、ハイヤーなど、多岐にわたる公共交通を利用実態調査や住民アンケートの結果を基に、重複路線の廃止、公営・民間バスの統合、共通回数乗車券の発行、町内の公共交通を全て網羅した総合時刻表の全戸配布などにより、利便性の向上と、町内の回遊・交流空間を促進する交通体系を構築しています。

また、75歳から80歳の運転免許自主返納者には、年間3万3,000円の共通回数乗車券を3年間交付、80歳以上の自主返納者は3万3,000円を1年間交付し、高齢者の公共交通利用促進を図っております。

以上のとおり、先進地も含め調査・検討する中で、委員会として意見の集約を見たので、ここに報告します。

1) 移住・定住対策について。

ア、子育て世代向けの分譲地など、町有地を活用した住宅施策、特色のある移住政策を検討すべきと考えます。

イ、官民連携、移住定住者との協働による移住定住政策を検討すべきと考えます。

2) 公共施設の集約・再編について。

ア、町民の意見の集約方法として、基本設計段階でパブリックコメントにより意見を聴くのではなく、行政側があえて利用者のほうへ出向いて生の声を聴いたり、さらに小規模な意見交換会を多数開催し基本設計に反映させるなど、今後の公共施設整備時に実施すべきと考えます。

イ、今後の施設の建て替えを検討するとき、遊休地や空き施設の利用を図るよう検討するとともに、図書館建設時には、公共施設の複合化を検討されたい。

また、民間活力導入手法について、建設手法を調査・検討されたい。

3) 地域公共交通施策について。

高齢化の進行により交通弱者が増える中、町民が安心して住み続けるためには、交通手段の確保と利便性の向上が喫緊の課

題である。

鉄路をはじめ、バス、タクシーなど公共交通の利用促進策と併せて、今後も調査・研究を継続していく必要がある。

以上、伊達市、室蘭市、安平町のそれぞれの取組の概要を紹介し、美幌町に反映できると思われる事項を意見として申し述べましたが、地域公共交通施策については、政策提言できるところ、今後も調査を継続してまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） しっかりと調査、報告されていると思うのですが、4ページの調査結果の報告の2)のイの部分で、「図書館建設時には、公共施設の複合化を検討されたい」とありますが、ここの公共施設の複合化という施設は具体的に何か見解が出ているかどうか、これだけお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務文教厚生常任委員長。

○1番（戸澤義典君） 委員会としては、特にこの図書館に合わせてこういう施設を複合化したいという話は具体的には出ておりません。これは、行政側が考えることであり、総合計画でもそのようにうたっておりますので、委員会としては、図書館と何々の施設というところは具体的に出ておりません。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

以上で、総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告を終わります。

○議長（大原 昇君） 日程第5 同意第1号美幌町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案の7ページをお開きいただきたいと存じます。

同意第1号美幌町農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本町農業委員会委員につきましては、本年4月16日をもって任期が満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、記以下の20名の方につきまして任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、千葉正美さん、安藤良司さん、石田力司さん、中村寿恵子さん、中川誓子さん、佃徹さん、日並一三さん。次に8ページになりますが、氏名、武田透さん、田村秀司さん、鎌仲照幸さん、高崎利彦さん、齋藤一男さん、小泉豊和さん、寺本恵二さん、梅津幸一さん。議案9ページになります。氏名、日並洋さん、木村勝彦さん、小林寿美さん、重清幸良さん、山岸洋文さん。それぞれ住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

なお、御提案申し上げますそれぞれの経歴、推薦内容などにつきましては、議案参考資料の1ページから3ページに添付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号美幌町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

◎日程第5 同意第1号

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、10時45分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（大原 昇君） 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 先ほど、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

町長から、新型コロナウイルス感染症への対応について追加の行政報告の申入れがあり、協議の結果、本日、第1日目の議案第1号美幌町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定についての前に、町長から追加の行政報告を受けることとしました。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いして、議会運営委員会委員長としての報告とします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、この後、日程第6 議案第1号美幌町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定についての前に行政報告を追加し、追加日程第1としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、行政報告を本日の日程に追

加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 行政報告

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 さきの行政報告に追加して、報告をさせていただきます。

追加する行政報告といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルスによる感染症について、北海道内でも感染者が複数名確認され、オホーツク管内においては、2月22日に最初の感染者が確認されました。

オホーツク管内での感染者確認を受け、本町におきましては、感染防止対策を講じるため、2月23日の午前10時に町長を本部長として各部局長で構成する美幌町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところであります。

現在も、オホーツク管内において感染症の発生は続いておりますが、本町におきましては、感染防止対策として、北海道教育委員会からの要請を受け、当初2月27日から3月4日までの間、小中学校の臨時休校を行うとしていたところでありますが、その後、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部及び北海道教育委員会による臨時休校要請に基づき、子供たちの健康、安全を第一に考え、感染拡大を防止するため、春休みに入る前の3月24日まで休校期間を延長とすることで決定したところであります。

また、学童保育所、子ども発達支援センター、幼児ことばの教室につきましては、2月27日から3月4日まで臨時休所といたしますが、3月5日からは再び開所することとしており、いずれも感染予防対策を

十分に行った上で実施することとしております。

町立保育園につきましては、休園することなく、通常どおり開園しておりますが、感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な方は登園を控えていただくようお願いしているところであります。

さらに、2月28日に北海道知事より、北海道内における感染者が右肩上がりに増えている状況から、外出を控えるなど感染拡大のスピードを抑えることを実施とした緊急事態宣言が発表されたことを受け、この実施期間である3月19日までの間、本町におきましては、役場庁舎や保育施設、国民健康保険病院を除く町の公共施設について閉鎖することとしたところであります。

あわせて、町が主催する不特定多数の方が集まる一部イベント等につきましても、当初2月27日から3月11日までの2週間、原則、中止または延期するとしていたところでありますが、緊急事態宣言の発表を受け、3月19日まで期間を延長することとしたところであります。

これらの対応につきましては、町民の命と健康を守ることを第一に捉え実施するものであり、また、一日も早い終息に向け、町民皆様が一丸となり対応していくことが重要であると考えておりますことから、御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後も引き続き、対策本部において各部署間での十分な連携を図ることはもとより、町民の皆様には、手洗いやうがい、せきエチケットといった日常的な感染予防策を講じるほか、人ごみの多いところを避けるなど、より一層の感染予防に努めていただくようお願いするとともに、的確な情報収集の下、感染症の予防対策や相談窓口などの情報提供を行いながら、必要な感染防止策を講じてまいります。

また、予防対策などの健康相談につきま

して、民生部保健福祉グループに相談窓口を設置しております。健康面で不安なことや、感染予防策など窓口による相談に加え、電話による御相談もお受けしておりますので、御利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

感染の流行を早期に終息させるためにも、今後の状況の進展を見据え、地域の実情に応じた最適な対策を講じてまいりますので、御理解と御協力のほどを重ねてよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告、新型コロナウイルス感染症への対応についての質疑を許します。

質疑は1人3回までといたします。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 今回のウイルスの処置、対応、拡大防止は大事なことだろうと思います。これは早急にやっていただいてありがたいなと私は感じております。

その中で、こういう措置を通じまして、あまりパニックにならないように、事前にこういう措置を率先してやっていただきたいと思います。

その中で、これに準じる企業の雇用対策も併せて今から事前に要望といたしますか、対策を立てておかなければ駄目ではないかと感じております。

各企業、団体を回りますと、これからどうなるのだろうと心配しておりました。実際にどうなっているのか、厚生労働省のホームページを見ましたら、雇用特例措置はありましたけれども、中国関連の旅行者向けの対応に特化しているように見受けました。これから、道も国もいろいろな雇用対策をやられるのだろうと思いますけれども、自治体としても、そういうものを事前に勉強し、資金調達のことも含めて考えておかなければ駄目ではないかと思っておりますので、町長はどのようにお考えか、お示し願います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の対応につきましては、行政報告でお話ししたとおり、町民の方々の生命と健康をしっかりと守るということを基本にやっております。

今、高橋議員から説明された部分についても、併せて今後検討する課題ということで、それぞれ担当するところに指示を出しているところでございます。国からも、今、いろいろなことが示されてきております。

商工会議所とも打合せをさせていただいて、商工会議所においても会員の方々に対してではありますけれども、2月28日に、今の状況や今後の国の動き等についての情報をホームページに載せ、また、3月2日に事業所に文書とか、今分かっている、支援できるような資料を送付しているところでもあります。

いずれにしても、まずは町民の方々の生命と健康を守るということをベースに、これからいろいろな問題が出てくることに対する御指摘についてもしっかりと対応していく準備をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 一生懸命やっているということで理解はいたします。

先ほど申したように、商工会議所も含めまして、また、今、町長が言われたように、実際にどうやって対処したらいいのか、国にも対応してほしいという要望を私は直接聞きました。昨日、問合せをしましたら、厚労省のそういうものがあるけれども、それに関しては美幌町では無理かなという思いがありますので、今後、町としていろいろな資金の用途を変えるなり何なりして、ある程度の対策を立てていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 公共工事についてお伺いいたします。

建設業者の方から、中国産の資材の納入がされない、その見通しも立たない中で、不本意な形で工期に間に合わないのはいか、そういった部分の対応についてどうなるのかということによって不安視される声が私の耳に入ってきております。

私も、国交省から出た対策等を見せていただきましたら、感染者が出た場合の休工に対する対策等は記入されていたのですが、資材が入ってこないことによる工期の延長についての対策等の記載がなかったものですから、そういうところの町としての対応が今後どうなっていくのか、そこを業者の方々にお示しいただいて安心していただけるような対応をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 公共工事の工期等の話であります。

資材調達等が難しくなって、今後どうなるかということについては、今なかなかお示しできない状況でありますので、実際に発注を受けている業者等からそういう問題が示された場合については、真摯に受け止めて、対応をきちんとしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 2点お尋ねしたいと思いますが、先ほどの報告の中で、3月5日から学童保育所を開所するとお答えされました。いろいろなテレビを見ていると、美幌にそういう世帯がどの程度あるのか把握しておりませんが、学童保育所は、通常は学業が終わってからの時間の受入れですが、今、一斉に休校している状況の中では、共働きで、どうしても午前中も含めて朝から子供を預かっていただかな

いと勤務に支障があるという世帯も当然あると思うのです。テレビで厚生労働大臣が、自分の思いを勝手に述べたのだと思いますけれども、学校を休んでいるから、教員も動員して手伝わせて対応するような発言がありました。しかし、実際に学童保育所で仕事をされている方に対して、教員まで動員してそんなことが果たしてできるのかと私は感じました。

いずれにしても、美幌町でも共働き、あるいは、ひとり親家庭でどうしても午前中から預かっていたかなければ生活に支障が出てくるところがあると思います。今後、この辺の対応をどのようにされるのかというのが1点です。

もう一つは、小学校、中学校が休みになることによって、文科省が定めている規定の授業数が確保できないという問題があります。これは、全国一斉に出てまいりますので、今後の対応を、それぞれの教育委員会がというより、美幌町で言えば所属している町村会なども通じながら、この際、課題・問題点を整理した上で、全体として、措置、特に予算の措置を申し述べた中で、全てが市町村の責任、教育委員会の責任みたいな形で丸投げするようなことではなくて、国に対してははっきりと物申すことが必要だと思いますが、その辺の町長の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） まず初めに、学童保育でございますけれども、当初は、4日まで、集団的に感染が広がらないようにするために休ませていただきました。5日から開所することについては、当然、共稼ぎの方、それから、事情があって、どうしても子供を誰かに見ていただきたいという方が出るということで、学童保育については、当然、学校に通う時間からと午後からもきちんとお預かりするという形で話をしております。また、今まで登録されている方と併せて、今回、担当に確認しているの

は、こういう時代の中で、どうしてもお子さんを預けなければいけない方も出てくると思うので、そういう方のお話もきちんと聞いて、状況によっては、親切に対応し、お預かりするようという確認をしておりますので、その辺はしっかり対応ができるものと思っております。

それから、2点目の授業でありますけれども、最初に、集団感染をどう防ぐかということで対策を取っている中で、これからいろいろな問題が出てくると思います。当然、教育委員会も、臨時休校の間はどうするかということ、追いかけてまいりますけれども、校長会で集まって、教育委員会と協議して、また、教育長が管内でどうするかという調整をしながら、できれば、一つの方向性として、美幌町だけがこうということではなくて、オホーツク全体でいろいろなことを考えた中でしっかり対応するのがいいのかなということで、今、教育長に進めていただいているところであります。

そういう意味では、出てくる問題を一個一個、それから、どういうことを優先しなければいけないかを見定めながら解決していきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの2点目の時数の問題に関しましては、文部科学省から見解が示されております。

今回の新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校を行った場合について、約1か月間、授業が休みになりますので、そのことで標準授業時数を下回った場合においても、学校教育法の施行規則に反するものではないという見解が示されております。

また、要望の関係でございますが、今後、教育長会議等でも話題にしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 状況は分かりましたし、これから感染症がどういうふうに向かっているのか、さらに長期化するのによっていろいろと対応が変わってくるかと思えます。

先ほどあったように、各町村だけではなくてオホーツク全体でまとめるということが大事だと思いますので、取り組んでいただきたいと思えます。

そこで、先ほどの学童保育の中でもう一点確認したいのですが、今まで利用されていた方以外の学童で、どうしても今回のことで新たに子供を預ける家庭が出てきたときは、それも含めて、夏休みや冬休みと同じように朝から受入れをしていくという考え方でよろしいかと思えます。

ただ、再開したときに、現場の学童保育の担当指導員の体制でやり切れるのかどうかというところが少し懸念されます。

また、教育長のご答弁の、文科省が出している基準を下回ってもいいですよということは当たり前のことだと思いますけれども、授業で指導できなかった期間が実際に1か月近くありますが、当然、学年は進行していきます。それをこれから補習していくのはすごく大変なことだと思うのです。現場は相当混乱してくると思うのです。当然、教員の人事異動もあるし、今後、教育委員会として、その辺をどのように補っていくかについて、関係者が集まっているいろいろな協議をして、国に対して地方の意見ということで申し述べていくような取組をぜひ期待したいと思えます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 学童保育でございますけれども、通常、預かっている子供たち以外についての確認だと思います。希望された場合については、それも受け入れることを前提に今は進めております。

それから、協議の中で担当の人たちをお願いしたことは、今のスタッフの中で対応し切れないということがあったら、それは

きちんとやってほしいとお願いしております。

もう一つは、学童というと、民生部と、私どもは校舎を使っておりますので、校舎の管理の部分は教育委員会ですので、民生部と教育委員会で打合せをしております。

どうやって子供たちを安全に分散化するかということをいろいろと考えていただいております。当然、予算の中で、新たな支出が出た場合については、議長といろいろと相談させていただいて、また皆様に提案させていただく場合もありますので、その辺はよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 教育長に1点だけ申し上げます。

厚生労働大臣は、教員は出勤しているのだから学童保育などに充てればいいでしょうと、現場のことを判断しないで軽く言っているのだらうと思えますけれども、現実問題として、例えば学童保育のところで人が足りなければ、予算措置も含めて体制を取りたいという町長の思いは分かりましたけれども、私は聞いていて、現場の中で、教員が勤務しているからといって、そういうところに充てるようなことが現実問題として可能なかどうか、現状で見解があればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） まず、授業内容の未指導の部分につきましては、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることがないように、必要に応じて、次年度に補充のための授業として全学年の未指導分の授業を行うことも考えている状況であります。

それから、二つ目の教員の学童の関係でございますけれども、こちらは、制度的には、各市町村の地方教育委員会が職務命令を発すればできるという制度になっております。

しかしながら、教育現場でも様々な課題

があることは承知しておりますので、その対応の一つとして、現在、町で雇用している特別支援学級の支援員が20名いらっしゃいますので、そういった方々の活用についても併せて考えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今、学童とか子育ての関係については十分分かったのですが、僕は産業的な話をします。

地元業者の給食関係の納品がありますね。あとは、給食関係で働いている方の雇用の問題と配送している会社がありまして、今回の学校の休みに応じて発生するであろう給食関係の業務について、1か月前からの契約だと思っておりますが、その辺についての対応と金銭面、労務対策、下請に対する業者支払いについて、どのように体制を整えているか、お願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、学校給食での現場、そこに關わる企業等の質問がございましたけれども、今の段階では、どういふふうにするという答えは出しておりません。先ほども言いましたけれども、これから出てくる項目をそれぞれの部局でしっかり整理をしていただきたいということを言っております。その中で優先的に急ぐものはしっかり答えを出して進もうということですので、今、質問があったことについても、本来、給食に使う食材について地元で困っているようなニュースも出ております。

そういうことも含めて、基本的には、今回は非常事態であるということを中心に考えますと、全て業者がかぶるということではなくて、今の状態でそれぞれの立場でできることをまずはやっていただいて、その中で、今の御質問にあった支出の問題などについては、今後しっかり対応していきたい

と思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの給食の関係でございますが、まず、給食センターの職員の関係でございます。職員は、いずれも月額制の雇用となっておりますので、通常どおりの勤務をしております。また、その勤務の中には、清掃とか今後の業務の前倒し等、ふだんはできないことも併せてやって、業務に従事している状況です。

2点目の委託の関係でございますが、給食センターで給食の配送並びにスクールバスの送迎を委託しております。

これにつきましても、委託料の積算等々について、今後検討していきたいと思っております。

3点目の食材等につきましては、今回、食材についてのキャンセルはほぼ間に合ったという状況にあります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今、大体の流れは分かりました。給食センターも不定期に休みがあると思うのですが、今回これを見ますと、1か月ぐらい休むとなれば、以前、ほんの数回いろいろな事故や事件があったのですが、この冬は、清掃なり除菌なりができる部分については、資金といますか、予算外でも徹底してやれるときにやったほうがいいのではないかと思います。その辺を一つだけお願いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今、議員がおっしゃるように、ふだんから衛生管理には万全を尽くしている状況ですが、これを機会により一層ということで取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さ

ん。

○3番（大江道男君） この点については、町民的には非常に関心の高い問題でありますので、重複を避けて4点お聞きしたいと思います。

一つは、基本のきの話であります、マスクの調達に依然としてできていないという状況について、本部としてどのように捉えておられるかということです。

今、花苗センターの作業が若干始まっています、その中で出ていることとして、マスクが調達できないので、熱湯消毒をして何回か利用しているという声や、マスクを手作りしているという声があります。そして、現実には、私も何店か行っているのですが、マスクがないという状況が依然としてございます。1週間の臨時休校を定める直前に、教育委員会の方針も聞かせていただいたのですが、町の教育委員会としては、教職員に対するマスクの提供は行った。しかし、子供たちへのマスクの提供は不可能なので、できていないとこういう状況でした。

私はそれを聞いたときに、これは、予防の観点から臨時休校をせざるを得ないのではないかと考えております。現状としても、基本のきのマスクは、子供たちを含めて、大人も含めて、本当に充足されているのかという状況については、本部としてどのように押さえておられるのか、大変興味深い問題なので、まずは状況をお知らせいただきたいと思います。

二つ目は、学級閉鎖に伴う子供たちのストレスの問題です。

親も含めて、ストレスが非常にたまってしまっていて、親子のけんかが絶えないという話が出ていますし、兄弟同士でけんかをするということです。何せ、ストレスを発散する場がないので、家庭の中では解消できないということです。これは1週間の出来事でした。これがさらに3週間延びるとなると、発散をどうするか、解消をどう

するかという問題は、相当大的な問題ではないかということで、この点についてお聞きしたいと思います。

それから、特別支援学校も閉鎖となりますが、小学校などの普通教室プラス支援学級も当然閉鎖になるということですが、今、いろいろな情報では、特別支援学級の精神的な不安を抱えたお子さんを親だけではなかなか見られない、専門家の指導の下でやっていただかないととても大変だという悲鳴が上がっておりまして、特別支援学校などについても、ぜひ閉めないでやってもらいたいということです。当然、特別支援学級についても、父母の中からそういう声が出てきているのではないかと思うのですが、この状況について、可能性がないのか、ぜひ御検討いただきたいということです。

3点目は、学童保育所の問題については、上杉議員から話が出ましたので、開設時間の延長と人員の確保について、ぜひ御努力いただきたいということに加え、普通の教室よりもさらに狭い空間に長時間いることになるので、かえって逆効果だという声が全国で出ています。

当然、空き教室ができますので、普通教室も含めて、狭い空間ではなくて、より広い空間を提供することが必要になっていると思うのですが、いかがでしょうか。

4点目は、病院によっては、看護師などの充足ができないということで、診療科目を縮小するという措置も取られていますが、これも町民の中では大丈夫なのかという声が出ております。当然、子供を抱えている看護師などについては出勤できないということで、現場の人員が充足されていないと思うのですが、この充足状況と、仮にこれから3週間、休校が延長されるということになると、子育てとの関係で、人員の確保はどうなのかという新たな不安が広がっている中で、新規の患者の受付を制限する、あるいは、診療科目によっては、でき

ないという状況がないのかどうか、この4点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 1点目のマスクの調達について、今、どこへ行ってもマスクがないという状況であることは理解しております。ただ、どれくらいの町民の方々が調達できていないかという把握は、正直、しておりません。

今後、町民の方々にマスクを提供していくかということについては、今の時点ではそこまで考えておりません。今、新聞等の報道によりますと、今までは外国に頼っていた生産を国内で早急にやりましょうということで、実際にはシャープなどがラインを組み替えてやるということですから、そういうものが出てくれば、市中にも早く出回るのかなと思っております。

ただ、それぞれ施設においてというか、ケースによってマスクを絶対に必要とするところに対しては、今、町が持っているもので対応せざるを得ないと思っておりますが、一般町民向けに、マスクがない方に町の在庫からどうぞとは考えておりません。

そのベースになるのは、行政報告でもお話ししていますけれども、手洗いとか、うがいとか、なるべく人混みに行かないでくださいということを前提にすれば、皆さんマスクが必須ということではないと私は理解しています。

そういうことも考えて、こういうお願いは大変申し訳ないのですけれども、お持ちでない方については、そういうところを避けていただきたいと思っております。ただ、どうしてもこういう理由が必要だということを町に言っていただければ、その理由を理解した中でお渡しすることは出てくるかと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） どうなのでしょう。国などにつきましても、国が保有して

いる在庫は極めて少ないと見ているのですが、何日か前から、スーパーのレジ担当はマスクを着用してくださいと会社から言われたと。それは用意するからということだったのだが、用意されていないので、結局、自分で着用しているという状況です。ですから、改善されるまでの間、相当厳しいのではないかと思います。

もう一つは、これは私が体験したのですが、マスクをしないで外を歩いていたときに、厳しくとがめられました。この情勢の中で、あなたはマスクをしないでいるのかと言われました。

多分、今日的には、上着を着て歩かないと失礼に当たるというぐらい、マスクを着用しないと訪問できないという状況になっているのです。それはそれで合理性があり、このマスクは99%遮断できると書いてありましたが、ここで、町としては、センセーショナルに動く必要はないと思うのですけれども、一定の割合でマスクを購入できないという方、長い行列をなして買いに来られているけれども、販売個数に限度があるので、途中で帰らなければならないという状況があります。

このときに、私としては、感染予防、飛沫感染なども含めて指摘をされている中で、自治体としては、マスクをどうしても確保せざるを得ないというのは基本だと思っておりますので、ぜひ北海道庁へ、国に対しても自治権の立場からも、ぜひ充足状況はこの程度ということも含めて要請すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） お話としては、よく理解できることであります。病院を受診するときにマスクはつけたほうが良いということですから、今までも施設内にあるマスクをどうぞ使ってくださいということでお渡ししていると思っております。そういう意味で、何を優先すべきかということが重要ですが、今の段階で持っているマスクを全て

放出して、町民の方にお使いくださいということは、今後の終息を考えた中では、なかなかできないと思っています。

当然、国には、これからできることは地方として全て言っていかなければいけません、今それを言って、本当に在庫があるのなら出していただけると思いますが、私どもの町を優先してということにはならないと思っております。

新聞等で、マスクを大量生産して、国が買い取ると出ていますけれども、集団感染が起こっている北見にという記事が書かれていますけれども、私どもとしては、国が買い取って抱えたときには、皆さんに同じく、美幌町にもきちんといただきたいということをしっかり言っていきたいと思えます。

ただ、マスクが絶対主義ではないといえますか、本来、マスクをつけなくても済むのであればということも理解していただきたいと思っています。ですから、必ずどんなときにもマスクという絶対主義にあまり走らないということも含めて、基本的には、マスクをつけなくて済むのであれば、それはきちんと理解した中で、それ以外の手洗いをするとか、ほかのことで対応していただくことも頭に入れていただきたいという思いではあります。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） この点で最後になります。

この議場は、今、インターネット放映されていると思います。議員も、理事者側も、全員がマスクを着用しているという状況が放映されていると思います。別な広域の議会も先日体験しましたが、全員がマスクを着用しています。これは、今日的には、多分、当たり前なのだと思います。道議会も全員がマスクをしているという状況で放映されています。

こういう中で、マスクが手に入らないと

いうことは、相当なインパクトを持っています。ある国では、マスクを購入するときに、買い占めをさせないために、名前を書いてもらっています。やはり、それなりに効果のあるものだから、そうなっているのだと思います。私としては、基本のきであれば、一定の在庫を国も自治体もふだんから準備をせざるを得なかったのだろうと思います。

そういう点では、率直に、買い占めを防止するための手だても含めて、確保に向けての政策を要望するということは当然ではないかと思えますので、それはぜひ御検討いただきたいと思えます。

煮沸消毒をするということも効果があるのなら、ぜひ発信もしていただければありがたいと思えます。不織布なので、多分効果があるのだろうと思われていますので、それは御検討をお願いしたいと思います。

まだ御答弁をいただいているところをお願いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 2点目の子供たちのストレスの関係です。

今回の臨時休校でございますが、まずは何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、集団による感染の拡大を防止し、徹底した対策を講じるということから、休校に踏み切ったところであります。

その中で、議員がおっしゃるように、子供たちは相当なストレスを感じていると認識しております。

一部、報道でもありましたけれども、現在、北海道教育委員会並びに各市町村の教育委員会では、分散登校日を検討しております。これは、臨時休校中において、児童生徒や保護者等の不安解消を図るとともに、児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握を行うため、感染防止の徹底を図りながら、学校規模に応じて学年、学級を単位とする分散型の登校日を設けるものであります。

この内容は大きく二つありまして、一つは児童生徒の観察であります。この中には、生活リズムやストレスの有無、健康状態等の把握もございます。さらには、教育相談等も行っております。

もう一つは、学習指導ということで、学習の課題を出しておりますので、その進捗状況、さらには休業日の長期化に伴う新たな課題と学習面でのサポートであります。これらにつきましては、週に1回、約30分から60分程度と非常に短時間でございますが、こういったことを考えております。

完全なストレスの解消につながるかどうかは課題もありますけれども、このようなことを考えている状況です。御理解をいただければと思います。

次に、特別な支援を要する児童生徒への対応についてであります。おっしゃるように、特別支援学校、さらには特別支援学級に通級している児童生徒が今は休業している状況であります。これらに対しましても、福祉制度の活用など、町長部局と連携して対応について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 新聞でも、分散型登校などを教育委員会として協議しているということで、その中身は、1日程度で30分から1時間程度ですが、登下校の時間も含めれば、ストレス解消にはつながると思います。

ぜひ、子供の症状によって、週1でいいのか、あるいは、もっと頻度を高める必要があるのかということについては、先生方も協議をしていただいて、頻度を高める必要がある場合は遅滞なくやっていただく必要があるのではないかとということで、これも検討をお願いしたいと思います。

2点目は、それで結構です。

3点目の答弁をお願いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 3点目の学童保育の狭い空間の中でということですが、こちらにつきましても、校長会等でも協議、検討しているところでありますが、学校の中の他の使用可能な教室、あるいは、公共施設等、さらに様々に可能性を広げた中で、こちらにつきましても町長部局と連携して考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 最初にも申し上げましたが、逆に、狭い空間に従来以上の子供たちが集まり、濃密な閉鎖空間ができるということで、これは明らかにマイナス面だと思います。この点は、カリキュラムも含めてだと思っておりますが、ぜひ広い空間を提供するというのを御検討願いたいと思います。

この点は結構です。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 4点目の病院等の職員の充足ということで、今回、学校が休みになっているということで、それぞれの施設での対応がしっかりできているかどうかという御質問です。

今、民間企業については、商工会議所をお願いしています。実際に休校が長期になることによって、企業、団体等に支障が出る部分があるかないかの確認をしたいので、協力してほしいというお願いをしています。

私どもでは、医療機関と福祉に関わる団体等の確認をしております。医療機関におきましては、町立と療育病院がありますけれども、町立は、今の期間であれば何とか支障なくやれるけれども、これが長期になった場合は、今後、影響が出るかもしれないという話であります。

療育病院については、院内に保育所があ

りまして、小学3年生ぐらいまでお預かりしているのです、学校が休みになったりすることによっての影響はないという話をさせていただいております。

また、福祉の部分でいけば、緑の苑とアミニティ美幌ということで、それぞれ五、六名程度、休みを取られる方がいると聞いております。ただ、今の期間であれば、こういう事態なので皆さんで協力し合っていて、影響がないようにやっているということで、これも長期になった場合にどうなるかという今の時点でのお話でありますので、取りあえずは、皆さん、今の状況を理解いただいて、何とか乗り切っているという状況です。

あとは、認知症対応のグループホーム等については、1か所だけが1名休んで、ほかはゼロということで、それが今の状況であります。

いずれにしても、これからも学校が休みになったりすることにおける問題点については、それぞれがきちんと把握した中で、それをどうしていけるかということ、先ほど言いましたけれども、状況の把握、問題点を把握した中で、急ぐもの、それから、まだ時間に余裕があるものを見定めながら、しっかりと判断して進めていきたいと思っておりますので、御理解をよろしく願います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） くれぐれも従事している方々の負担が重くなって、疲労困憊するという状況にならないようにしていただきたいと思うのですが、この1週間で言えば、そういう状況にはなっていないくて、受入れ可能であるという情報としてしっかり受け止めたいと思います。

今後、仮に人手が不足するという状況になれば、遅滞なく、現場の方に負担がかぶさらないような手当てを早急に取っていただきたいということを申し上げて、質問を

終わります。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 報告の中では、民生部が健康相談などを実施しているということですが、今の時点でどのぐらいの電話が来ているのか。また、土・日などはどうなるのかと思っています。

それから、実際に美幌町でもまちを歩いている方が非常に少なくなって、緊急事態ということになって、経済面が非常に懸念されています。

特に、3月というのは、飲食店の書き入れどきでもあると思いますが、食材は仕入れたけれども、実際にお客さんが来ないというように、経済面の問題が長期化すると、今後、深刻になってくるのではないかと思います。大きな企業ならまだしも、小さな飲食店や小さな商店などに対して、また、非正規雇用の方、今行かなければ今月は給料が入らないというような、国もある程度の支援をすると国会でも話していますが、末端まではいつ頃に流れてくるのかということ、非常に懸念しております。

体力のない商店や飲食店などはこのために潰れてしまうのではないかと懸念しておりますので、無利子の融資を行うとか、経済面の対策を考えておりましたらお知らせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 相談等の状況については、担当からお話しさせていただきます。

経済面のことでございますけれども、商工会議所といろいろお話をさせていただいております。先ほどの高橋議員の質疑のときにもお話をしましたけれども、3月2日付で事業者に対して、今の時点でこういう融資制度がありますという資料を、会員の方だけですけれども送っております。

今後、美幌における全体的な部分で、そ

れぞれのお店の方々、企業の方々はどういう影響が出てきたかということは、しっかり押さえなければならぬと思っております。そういう中で、その実態を見て、町として何ができるかです。当然、国、道がやった中で、その残りの部分で拾えない分についてどこまで対応すべきかという論議も含めて、内部的にはしっかり検討した中で皆さんに御相談をしていきたいと思っております。

今の段階で、こういう状態になるということをご想定しているのですが、具体的にこれというところまではいっていない状況ですので、御理解いただきたいと思っております。今の御質問のことについてはしっかり対応していきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） しっかり対応していきたいということで、安心したところです。小さなところは、今月の売上げで未払いという状況で、自転車操業とは言いませんが、入ってくるお金が1か月止まれば、本当に大変なことになるのではないかと思います。また、地方では、物販というものの先がなかなか見えないのです。サービス業が主体になっていますし、新しく起業なさる方もサービス業が多いと思うのです。そういう体力のないところもぜひすくい取るようなきめ細かい対応をお願いして、質問いたします。

○健康推進主幹（大場圭子君） 御質問の健康相談についてでありますけれども、相談窓口を設けてから現在まで8件のお問合せをいただいております。それにつきましては、健康面について、相談先とか、症状があるときにはどのようにしたらいいかということで、対応させていただいております。

また、土・日の対応につきましては、当直に連絡体制について周知しております。土・日にお電話をいただいた場合にも

きちんと対応できるような準備を整えているところでありましてけれども、現在まで土・日の御相談はありません。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 土・日、夜間に電話をかけると、夜間の管理の方が出て、ぱっとした対応をしてくれないときもありました。今はそんなことはないと思うのですけれども、本当に不安な方が電話をかけてくるのだと思いますので、しっかりつながりようになっていきますということなので、非常に安心しておりますけれども、連絡を密にして、不安な方は相談相手もいなくてかけてくると思いますので、優しい対応をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 取組については理解いたしました。

岡本議員からもありましたが、私からもお尋ねしますけれども、相談窓口についてです。

先ほど大江議員からもありましたけれども、私は、情報収集と情報提供が一番ではないかと思います。大江議員からありましたマスクの再利用ですが、今日のテレビでしたでしょうか、再利用はあまり好ましくないという話もありました。

また、相談窓口についても、具体的に関係機関、例えば北見保健所につなげるのか、美幌の相談窓口で対応するのか、具体的な対応についてどこまでできるのかということをお尋ねしたいと思います。

例えば、私が37度5分以上の熱があつて、せきをしている、喉が痛いというときには北見保健所に相談するとか、そういった具体的な情報が大事だと思います。新聞やテレビ等でも出ておりますけれども、日々、国会においても情報がいろいろと変わってきていると思います。そういっ

た情報提供について、町民の相談に対して役場はどこまで具体的に対応するのか、あくまでも保健所につなげるということなのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。この1点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） ただいまの御質問でありますけれども、町民の方は、毎日の報道で大変不安に思っている方がたくさんいらっしゃるかと思ひます。問合せの中には、熱が続いた場合にはどうしたらいいのかというお話もありました。

今、国の方針としましては、37度5分以上の熱が4日以上続くような場合とか、倦怠感が強いとか、せきが続くというような症状がある場合は、まずは保健所に相談してくださいという体制になっておりますので、そういう情報を御相談いただいた方にきちんと伝えて、それ以外の個人の心配事に対しましては町の保健師が対応させていただきますけれども、まずは、今の国の体制に基づいて安心して生活ができるように、一つ一つの御相談に丁寧に応じていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 以上で質疑を終わります。

これで、行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第1号美幌町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の10ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第1号美幌町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明をいたしますので、参考資料の4ページをお開き願ひます。

資料2、議案第1号関係。

改正目的でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、条例で引用する法律の名称が変更になったこと、引用する条項に移動が生じたことから、関係する二つの条例について改正するものでございます。

改正する条例は、参考資料に記載のとおり、美幌町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、美幌町固定資産評価審査委員会条例、以上の2本になります。

根拠法令等は記載のとおり、施行日は公布の日でございます。

なお、参考資料の5ページに新旧対照表を掲載してございますので、御参照いただければと思ひます。

以上、議案第1号につきまして御説明をいたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号美幌町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第2号美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案書の11ページをお開きください。

議案第2号美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の6ページをお開きください。

資料3、議案第2号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、登録資格に係る規定の第2条において、従来、印鑑の登録を受けることができない者としていた「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者」と改正し、要件を満たした成年被後

見人の印鑑登録を可能にするものであります。

新旧対照表は、7ページでございます。

根拠法令等は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律で、施行日は公布の日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第2号美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、13時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第3号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第3号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の12ページになります。

議案第3号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し

上げます。

平成31年度美幌町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

今回の補正は、主に事務事業の確定に伴う予算の整理を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,524万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億5,777万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により、第3条、地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

それでは、債務負担行為の補正から御説明をいたしますので、議案書の17ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

記載の12件につきましては、いずれも入札、見積り合わせの結果により、事業費が確定いたしましたので、それぞれ限度額を変更するものであります。

次に、18ページ、第3表、地方債補正になります。

役場庁舎改築等事業から、下から2番目の住宅リフォーム促進補助事業までの7件につきましては、事業費が確定したことから、それぞれ地方債の限度額を変更するものであります。一番下の少人数学級推進事業につきましては、事業を実施しなかったことによる整理となります。

19ページをお開き願います。

屋内多目的運動場建設事業につきましては、事業費の確定による限度額の補正であり、今回補正後の地方債の総額につきましては、記載のとおり、8億4,129万5,000円となります。

次に、歳出について御説明をいたします

ので、議案書の31、32ページをお開き願います。

3、歳出になります。

2款総務費、1項、4目財産管理費、2、庁舎改築等事業費の減につきましては、役場庁舎建設に係る委託料、工事請負費などにつきまして、入札執行残の整理を行うものであります。

次に、33、34ページをお開きください。

一番上の積立金80万2,000円の減がありますが、役場庁舎改築基金につきましては、利率確定に伴う積立金利子の減額になります。

なお、参考資料の8ページ、資料4に各基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

5目企画費、1、政策推進事業費の増、積立金2,000万円につきましては、御寄附2件による増額となります。

1件目は、昨年12月に匿名の方から1,000万円を、2件目は、同じく昨年12月に株式会社太陽グループ代表取締役社長東原俊郎様より1,000万円を、いずれの御寄附につきましても、次代を担う子供たちの育成に役立ててほしいとの御趣旨でございますので、ふるさとづくり基金へ積み立て、新年度予算におきまして、御趣旨に沿った事業の財源として活用してまいりたいと考えてございます。

議案書の35、36ページをお開き願います。

中ほどになりますが、3項、1目戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳事務費の増、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金70万9,000円は、補助金の交付限度額の変更に伴う増額で、その全額が国庫補助金により措置されます。

議案書の37、38ページにつきましては、いずれも事務事業の確定に伴う整理になります。

次に、39、40ページをお開き願います。

3款民生費、1項、3目高齢者福祉費、1、高齢者福祉推進事業費の増、低所得利用者負担額軽減事業補助金につきましては、介護保険サービス利用者の負担を軽減し、利用者の生活安定を図るための補助金になりますが、対象者の増加に伴いまして、25万7,000円を増額するものでございます。

5目障害福祉費、1、障害福祉事業費のうち、印刷製本費16万1,000円、手数料2万4,000円につきましては、国の補正予算を活用いたしまして、ひきこもり対策推進事業に取り組むものでございます。

内容であります、相談チラシや相談カードを作成するための経費を予算計上するものでございます。

次に、議案書の41、42ページになります。

一番上の3、障害者自立支援事業費の増、5行目、地域生活支援事業業務委託料187万3,000円は、日中一時支援事業、移動支援事業などのサービス利用者が増えたことによる増額になります。

その下の扶助費、3行目の介護給付費・訓練等給付費586万7,000円は、介護職員の処遇改善を図るため、介護報酬の改定が行われたことにより増額となるものであります。

2項、1目児童福祉総務費、学童保育所運営事業費の増、消耗品費10万1,000円は、昨年12月に仲町在住の岡田宏将様から、学童保育所のために役立ててほしいと10万円の御寄附がございましたので、遊具を購入するための予算計上になります。

その上の2、子ども発達支援センター運営事業費の増と2目保育園費、1、美幌保育園管理運営事業費の増、2、東陽保育園管理運営事業費の増は、いずれも消耗品費及び教育備品の増額補正となりますが、昨

年12月、松緑神道大和山美幌支部永澤支部長様から、次代を担う子供たちの育成に役立ててほしいと30万円の御寄附がございましたので、それぞれの施設で使用する遊具を購入するための経費につきまして予算計上するものであります。

議案書の43、44ページをお開き願います。

下段になります。

4款衛生費、1項、2目予防費、2、予防接種事業費のうち、消耗品費22万7,000円、通信運搬費9万8,000円は、風疹の追加的対策といたしまして、抗体検査クーポンを発行、送付するための経費を予算計上するものであります。

次に、議案書の45、46ページは、いずれも事務事業の確定に伴う整理になります。

47、48ページになります。

6款農林水産業費、1項、4目農業振興費、9、農業振興施設等整備事業費の増、担い手確保・経営強化支援事業補助金530万7,000円につきましては、先進的な農業経営の確立に取り組む農業の担い手が、融資を活用して農業用機械や施設を導入する際に、事業費の2分の1につきまして国が補助する制度であり、トラクターを購入予定の農業者1名に対する補助金を計上してございます。

次に、2項、1目林業総務費、2、林業推進事業費の増、積立金517万4,000円につきましては、森林整備協定に基づく寄附金5件を予算計上しております。

まず、1件目であります、1月に株式会社道央環境センター様から42万4,000円を、同じく1月にNPO法人コンベンション札幌ネットワーク様から82万4,380円を、同じく1月に社会医療法人恵和会様から99万7,904円を、2月に生活協同組合コープさっぽろ様から22万8,127円を、同じく2月に一般社団法人more trees様から272万4,000

円を、それぞれ御寄附がございましたので、合わせて519万8,000円を、未来への森林づくり基金へ積み立てるほか、利息確定に伴う積立金利子2万4,000円を減額いたしまして、差引き517万4,000円を増額するものでございます。

次に、2目林業振興費、2、民有林振興対策事業費の減、議案書49、50ページになります。

認証林普及事業補助金250万円の減になりますが、FSC森林認証を取得した木材の普及促進を図るための補助制度でございまして、こちらにつきましても、事業の実績がなかったことによる減額となります。

次に、7款商工費、1項、3目観光費、3、観光イベント推進事業費の減、冬まつり補助金199万6,000円の減は、1月26日開催予定のびほろ冬まつりが雪不足の影響により中止になりましたので、事前準備のために支出済みであった経費を除きまして、補助金の減額を行うものでございます。

議案書の51、52ページになります。

8款土木費、2項、2目道路橋梁維持費、2、道路橋梁補修事業費の増、東雲橋補修工事1,670万円は、今年度に着手いたしました橋梁長寿命化に係る東雲橋の補修工事につきましても、国の総合経済対策による補正予算を活用し、事業を推進するための予算計上になります。

続いて、53、54ページになります。

5項、1目住宅総務費、1、建築事業費の減、住宅リフォーム促進補助金1,433万6,000円の減であります。当初予算におきまして、130件、4,719万円を計上しておりましたが、今年度の実績見込みが97件、3,285万4,000円となったことから、予算を整理するものでございます。

10款教育費、議案書の55、56ページになります。

1項、3目教育振興費、2、学校教育振

興事業費の減のうち、社会保険料等、臨時職員賃金、健康診断委託料の減につきましては、小学校で少人数学級を推進するため、臨時教員1名の任用を予定しておりましたが、学級編制におきまして、35人を超える学級がございましたので、未執行となったものでございます。

一番下の2項、1目学校管理費、1、小学校管理事業費の増、光熱水費80万3,000円は、電気暖房を使用してございまして、東陽小学校、旭小学校の電気料について、当初を上回る使用実績が見込まれるため、不足額を増額するものであります。

議案書の57、58ページになります。

2目教育振興費、2、小学校教育振興事業費の増、人夫賃等42万4,000円は、退職教員を活用した道教委による放課後サポートにつきましても、事業を開始する12月までの間、町費において事業を行ってきたことによる所要額につきましても増額するものであります。

次に、3項、1目学校管理費、1、中学校管理事業費の減のうち、積立金80万2,000円の増につきましても、北中学校の学校林、高野地区になりますが、学校林の売払い実績に基づきまして、その7割を学校施設整備基金へ積み立てるものであります。

議案書の59、60ページをお開き願います。

このページの下段の4項、5目図書館費、3、図書館活動促進事業費の減、消耗品費6万3,000円の減につきましても、昨年12月に匿名の方から1万円の御寄附を、また、本年1月、平居元聖様より1万円の御寄附をそれぞれいただきましたので、蔵書充実のために役立てるものでございます。

また、読書習慣推進に係る資料代の執行残8万3,000円の減額と相殺いたしまして、差引き6万3,000円の減額補正となります。

続いて、議案書の61、62ページになります。

5項、1目保健体育総務費、1、スポーツ推進事業費の増、積立金81万6,000円は、本年2月、日本電気株式会社、NEC様から、屋内多目的運動場の備品充実に役立ててほしいと100万円の御寄附がございましたので、屋内多目的運動場整備基金に積み立てるほか、利息確定による積立金利子18万4,000円を減額するものがございます。

議案書の63ページ以降につきましては、それぞれ事務事業の確定に伴う予算の整理になります。

次に、歳入について御説明をいたしますので、議案書の23、24ページにお戻りいただきたいと思っております。

2、歳入であります。

15款国庫支出金、2項、2目、1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業費等補助金の増163万4,000円は、障害者自立支援事業において、サービス利用者が増えたことによる補助金の増額となります。

その下、5目、1節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金の増894万円につきましては、国の総合経済対策で実施いたします東雲橋補修工事に係る交付金で、事業費の6割が補助されます。

議案書の25、26ページになります。

一番上の16款道支出金、2項、4目、1節農業費補助金、4行目の担い手確保・経営強化支援事業補助金530万7,000円につきましては、農林水産省の間接補助でございまして、農業用機械や施設の購入費に対して2分の1が補助される事業であり、今回、トラクター1台の購入に対する補助金となります。

17款財産収入、2項、1目、2節立木売払収入、一般林売払代の増392万6,000円は、美和、美禽、古梅のカラマツなどの売払い実績に基づく増額となります。

その下の学校林売払代の増114万6,0

00円につきましては、北中学校の学校林、高野地区の学校林の売払い実績に基づく増額になります。

その下、2目、1節物品売払収入、物品売払代の増280万8,000円は、平成15年に取得いたしましたロータリー除雪車1台を、入札により448万8,000円で売払いをしたことによる増額補正となります。

議案書の27、28ページになります。

18款寄附金、1項、1目、1節一般寄附金、一般寄附金の増1,000万円につきましては、昨年12月に、匿名の方から、次代を担う子供たちの育成に役立ててほしいと御寄附があったものであります。

ふるさと寄附金の増1,000万円につきましても、昨年12月、太陽グループ代表取締役社長東原俊郎様より、次代を担う子供たちの育成に役立ててほしいとの御趣旨で御寄附をいただいたものでございます。

その下、2目、1節社会福祉費寄附金40万円は、昨年12月に、松緑神道大和山美幌支部永澤支部長様から、次代を担う子供たちの育成に役立ててほしいと30万円を、また、同じく昨年12月、仲町在住の岡田宏将様から、学童保育所のために役立ててほしいと10万円を、それぞれ御寄附をいただいたものであります。

その下、3目、1節林業費寄附金519万8,000円につきましては、森林整備協定に基づく御寄附5件になります。

その下、4目、2節社会教育費寄附金2万円につきましては、昨年12月、匿名の方から1万円を、また、本年1月、平居元聖様から1万円を、それぞれ図書館の蔵書充実のために役立ててほしいと御寄附をいただいたものであります。

その下、3節保健体育費寄附金100万円につきましては、本年2月、日本電気株式会社、NEC様から、屋内多目的運動場の備品充実に役立ててほしいと100万円の御寄附をいただいたものになります。

19款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金2,751万1,000円の減であります。今回の補正予算に係る余剰財源につきまして、繰戻しを行うものであります。

9目役場庁舎改築基金繰入金800万円になりますが、当初予算におきましては、外構工事の実施設計と支障物件の撤去工事を起債の対象として計上してございましたが、対象外となることが明らかになりましたので、その財源といたしまして、基金からの繰入れを行うものになります。

このほかの基金繰入金につきましては、事業費の確定に伴いまして、それぞれ予定しておりました基金からの繰入れを減額するものになります。

議案書の29、30ページ、町債につきましては、事業費の確定による整理となります。

以上、議案第3号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 3点確認させていただきたいと思います。

議案書の44ページの一番上、児童手当1,911万5,000円の減ということですが、この減少した要因は何だったのかについて説明いただきたいと思います。

次に、下から4行目の個別予防接種委託料607万円の減額ということで、この減少の要因です。何の予防接種で、減額した理由と、当初は何名分を予定していたけれども、何名分になったという形だと思うのですが、それについて説明をお願いしたいと思います。

続いて、議案書の52ページ、東雲橋の補修工事ですが、設計委託料で年度当初は750万円、それから、補修工事で770

万円の予算組みをしていると思います。そこで、国の総合経済対策費として1,670万円が途中に補強されて、トータル二千万何がしかのお金を使って補修工事をやっていると思います。

これは、年度当初は国の予算を計上していなかったから、設計の段階で国の予算が入るものとして設計して直そうとしていたのでしょうか。あるいは、途中から補修工事のやり方が変わったのか、それであれば、工事の実施内容が当初の計画と違ってくると思うのです。その辺の経緯を説明していただきたいと思います。

以上の3点です。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、まず、児童手当の関係でございますけれども、3歳未満の対象者、延べ児童数が実績により減ったということございまして、当初は4,002人を見ていたものが2,484人ということで、1,518人の減となっております。これにつきましては、出生数の減、転出者の増ということになっております。

続きまして、予防接種の関係でございますけれども、乳幼児等の予防接種事業の減ということで、こちらが463万3,000円となっております。

内訳としましては、おたふく風邪に係るものが80万1,000円、それから、日本脳炎に係るものといたしまして、これも実績の減ということで208万2,000円、そのほか、インフルエンザの予防接種の減ということで175万円の減となっております。もう一つは、高齢者肺炎球菌・季節性インフルエンザ予防接種事業の減ということで、対象者として3,450人を見ていたところ、3,003人ということで、447人の実績減のため、143万7,000円の減という内訳になっております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 今回の東雲橋の補正の関係ですけれども、これにつきましては、当初、設計と路面の補修等が予定どおり進んでおりました。その後、今年の暮れに、国の補正予算がつかまして、それに伴って、令和2年度の事業を前倒しして行おうという予算措置の補正でございます。

内容についての変更はありません。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） では、当初、770万円規模の補修工事を考えていたけれども、国の補正予算がつくことになったので、令和2年度に実施する予定を繰り上げて実施したという認識でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 失礼しました。

実施設計等の平成31年度の工事の部分については、既に終わっております。その後、国の経済対策の補正の関係で、国から予算の配分を受けたので、その費用をもって、今年度の予算措置をしまして、当初、令和2年度に予定していた工事の部分について実施していくための今回の補正でございます。

○議長（大原 昇君） 分かりづらいので、時系列を踏まえて詳しく教えてもらえませんか。

施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 工事の関係の詳細をお伝えしたいと思います。

東雲橋の工事に関しましては、当初予算で654万5,000円というのは工事費として計上させていただいております。その中身としましては、東雲橋の上部の道路について……。

すみません。

工事自体は令和3年度までの予定をしております。その中の1年目の工事として、工事の内容が道路の路面の切削、また

は橋面防水工等の工事を実施してございます。

その中の令和2年度の予定として、上部と下部を設置する部材である支承の補修、また、下部ひび割れ補修等の工事を令和2年度に予定していたところ、経済対策で予算がつかまりましたので、今回、その分の増額補正の予算を計上させていただいております。

補正させていただいた部分以外の伸縮装置の取替えにつきましては、次年度の予算で計上する予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 令和3年度までの3年計画の工事で、令和元年度分の当初予算で確保した分はできたけれども、令和2年度につく予算が前倒しで令和元年度に来たから、その分をやるということですが、実際に工事はやったのですか。それとも、令和2年にやるのですか、その辺を教えてください。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 失礼しました。

3か年の事業で、初年度分については、設計と路面の橋面補修を実施しております。その後、国の補正予算が新たにつきました。そして、当初、令和2年度に要望していた内容について、一部補正予算がついたため、それを平成31年度の予算で計上し、そして、令和2年度に予定していた工事につきましては、その補正予算を令和2年に持ち越して実施するということです。

補正がついて、予算措置をしまして、工事につきましては令和2年度に実施いたします。そして、令和3年度分については、また次年度以降に進めていきたいと考えております。

よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 若干の補足になりますけれども、こちらの事業につきましては、るる説明があったとおり、3か年の事業ということでスタートしております。国の交付金事業なのですけれども、ほかの道路事業同様、予算要望いたしましても要求どおりに予算措置されないという状況も続いております。

そういう中で、今回、国の総合経済対策が実施されまして、事業要望の取りまとめがございましたので、町としては、少しでも財源を確保した中で早期の事業完了を目指したいということで要望した経緯がございます。

今回、予算がつきましたので、2年度に予定していた工事を前倒しで予算措置いたしますが、もう3月ですので、工事につきましては、繰り越した中で、新年度に入ってから発注になるかと考えてございます。

それとは別に、新年度予算で御提案申し上げますが、3年度の施工工事につきましても予算要求させていただいておりますので、合わせまして事業完了に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番上杉晃央君。

○12番（上杉晃央君） 私も、今の戸澤議員と同じことを質問しようと思っておりましたが、今の総務部長の説明で分かりました。

42ページの障害者自立支援事業費の中の扶助費の介護給付費・訓練等給付費の586万7,000円の増について、先ほどの説明ですと、介護職員の処遇改善等による費用の増という説明もあったと思うのですが、具体的にどういう処遇改善によって給付費が増えているのか、その中身を御説明いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、主に介護職員等処遇改善のための報酬の改定によるもの、それから、過年度分の過誤による追加交付等によるものということになっております。実績による増ということになっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） そうすると、586万7,000円のうち、介護職員の報酬改正による増というのは幾らになるのか、お知らせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 大変申し訳ございませんが、内訳については持ち合わせてございません。後ほどお知らせさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 1点だけなのですけれども、障害福祉事業費の印刷製本費と手数料です。

これは、ひきこもり対策の国の事業ということで、手数料とありますけれども、これはどういう配布の仕方を考えているのかなど、もう少し詳しくお知らせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、国の補正予算によりまして、今回、4.5億円が計上されたというものでございます。ひきこもり状態にある者の実態やニーズについての調査、それから、市町村におけるひきこもりに係る相談窓口を記載したチラシを印刷し、配布することなどを想定した事業となっております。対象事業費の50万円を限度としまして、全額が補助されるものでございます。

今回考えておりますのは、印刷製本費と

しまして、ひきこもりの相談用のチラシということで、A4判両面カラー版9,000枚を印刷し、これは全戸配付を想定しております。また、ひきこもり相談カードという名刺サイズの両面カラー版の印刷を3,000枚ほど考えております。

手数料としまして、新聞折り込み手数料ということで、必要枚数分の手数料として2万4,000円を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 今の答弁でしたら、新聞折り込みを考えていると思いましたが、全戸に行き渡るといって、今、新聞を取っていないところも結構ありますので、無料の全戸配布の方法を考える必要があると思います。例えば、これを自治会で配布するとなると、自治会に入っていない方も出てきます。ですから、全戸にこれを配布するとなると、選挙公報のように、自治会に入っていない方や新聞を取っていない方までに広めなければいけないと思います。少しでも届くような方法を考えていただかないといけないと思いますので、一言申し上げておきます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 大変失礼いたしました。

全戸配布というのは、地元紙の「みつめて」を通じてと考えておりますので、全戸に配布できるものと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 60ページの芸術文化振興事業費の減について、1点伺いたいと思います。

214万6,000円減ということですが、これはどういった理由でここまで減額になっているのか、教えていただければと

思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

負担金といたしまして、芸術文化鑑賞事業負担金が78万8,000円の減となっておりますが、この内訳といたしましては、映画「じんじん〜其の二〜」の講演会の執行残によるものが31万3,357円、びほーる鑑賞事業といたしまして、つるの剛士コンサートを行いまして、その終了に伴う執行残が47万4,421円となっております。

続きまして、芸術文化振興事業補助金131万7,000円の内訳でございますが、内容といたしましては、チェロコンサートとピアノリサイタルを予定しておりましたが、出演者の日程の調整がつかないことで未実施となりました。チェロコンサートにつきましては25万円、ピアノリサイタルにつきましては80万円の予算を計上していたところでございます。

そのほかに、TRIPLANEのライブイベントの執行残といたしまして、6万7,951円、公募枠の2団体の実施がなかったということで、その執行残が20万円の減額となっております。

以上、説明いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 内訳は分かりました。

2団体の応募がなかったということですが、私も広報等で募集をかけているのは拝見しております。私は、若い方々と意見を交わしたりしたときに、もっと若い人たちが楽しめるような、人を呼びたいという声があるので、そういったサポートがあるから、自分たちでやりたかったらできるよということで、一応、声をかけているのですけれども、やれるのだったらそういうもの

をやりたいということで、知らないという方がかなり多いのが現状かと思っています。

もっと幅広く、美幌町の若い人たちが元気に、楽しみを自分たちで作ってできるということで広めるべきかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） PRにつきましては、担当者も、例えば文化連盟とかホームページとか広報を通じていろいろと周知を図っているところでございますが、より積極的に周知を図っていけるように、PR方法を考えながら、積極的にPRをしていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私からは3点の御質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

1点目は、34ページの生活バス路線等維持事業費の減で、多目的バス運行委託料160万円の減ですけれども、当初は幾らで、実行が幾らだったか、教えていただきたいと思います。

2点目は、36ページの住民活動推進事業費の減で、補助金、まちづくり活動奨励事業補助金200万円の減についての理由を教えていただきたいと思います。

最後の3点目は、48ページの一番下の民有林振興対策事業費の減の嘱託職員賃金の86万1,000円の減について、業務内容と減の理由についてお聞かせいただきたいと思います。

以上の3点、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） 1点目の多目的バス運行委託料の減につきましては、最終の運行距離の減となっております。

当初では、事務事業で1,660キロメートル、住民利用では1万1,340キロメートル、合計で2万7,400キロメートルを予定しておりました。これが実績におきまして、事務事業で1万6,809キロメートル、住民利用で5,143.6キロメートル、合計で2万1,952.6キロメートルということで、運行距離が減になったことによる減でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 運行距離の減ということで理解しました。

そこで、例えば、前年度と比べて利用団体数はどうなのでしょう。

多目的バスの運行の目的が違ったことよっての減なのか、利用者数の減なのか、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） こちらの利用の減につきましては、老人クラブの利用が毎年あるのですけれども、今回はそちらの予定距離が実績で見ると減ったということが主な理由となっております。

続きまして、まちづくり活動奨励事業補助金の減になりますが、こちらにつきましては、当初予算で200万円を予定しておりましたけれども、申請件数がゼロ件ということでありましたので、それに伴う減額となっております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 実績がなかったということで、これを創設して24年ということで、今年度においても周知活動や広報活動は具体的にやられたということでしょうか。それとも、たまたま利用件数がなかったということなのでしょうか。

今後、まちづくり活動奨励事業補助金については、PR活動も必要ではないかと私

は思いますけれども、その辺の考え方についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいま議員から御指摘があったとおり、こちらの事業につきましては、地域の課題の解決、あるいは、まちの活性化に資する取組に対して、町が支援をするという制度になってございます。

非常に有意義な事業であると考えているのですけれども、残念ながら、今回、実績がなかったということになってございます。

これまでも町の広報等で周知活動に取り組んできているのですけれども、実態としまして、今回は申請がないということは非常に残念な結果でございますので、新年度においても、しっかり予算を措置した中で、この事業を活用して、町民の皆さんがまちづくりに少しでも参画していただけるような体制を取っていきたいと思いますので、どうか御理解をいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（中沢浩喜君） 嘱託職員の賃金関係ですけれども、86万1,000に関しましては、12月末で退職したことに伴う執行残の整理でございます。

業務内容につきましては、民有林も含めて、森林経営のアドバイス、指導も含めて実施しております。また、森林環境譲与税の関係について、一般林家あるいは事業所アンケートや聞き取り調査などをするというのが主な業務であります。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 担当の嘱託職員が12月末で退職したということで了解しましたけれども、今、主幹から答弁があった森林環境譲与税といった業務について、退職したことによって現在どうなっているの

か、今後どうするのかということが一番問題になると思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 森林環境譲与税の用途については、現在、一般林家あるいは森林組合等と協議をして、意向調査をしている段階でございます。それが決まりましたら、令和2年度中には用途を明確にしまして、新年度といえますか、令和3年度に向けて実施できるように、ただいま用途について計画をしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 令和3年度に向けてということですが、退職したことによって、たしかこれは補助事業が入っていたと思うのですが、補助事業についての対応はどうかさるのか、そこを聞きたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 補助事業ではなく、特別交付税で措置されるということでございますので、事業の実績報告は伴いません。御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 34ページの積立金ですが、太陽グループから1,000万円、それから、匿名で1,000万円の寄附があり、子供たちの育成のために基金として積み立てていくという説明を伺いました。

そこで、新年度に活用したいということですが、この活用の方法を現段階で説明できる状況にあるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、50ページの冬まつりのイベント中止によって削減された199万6,0

00円ですけれども、今回、雪が少なく子供の滑り台ができなかったという理由から、イベントが実施できなかったという説明は伺っておりますが、雪が少ない状況にあるという想定はされたと思うのです。町民からは、町のイベントがだんだん少なくなっているという声もあるので、今回、滑り台に代わるものでのイベントを考えることができなかつたのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、58ページの小学校スクールバス運行事業費の減ということで、250万円になっております。これは、子供たちの数が少なくなつて、運行便数が少ないから予算が削減されたのかなと勝手に理解をしていたのですが、その点についても説明していただけるものがありましたらお願いしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 私からは、34ページの政策推進事業費の積立金2,000万円の御質問について御答弁をさせていただきます。

こちらの匿名の方からの1,000万円と、東原俊郎様から1,000万円合わせて2,000万円ですが、いずれも、次代を担う子供たちの育成のために役立てていただきたいとの御趣旨でございました。

つきましては、新年度予算において、この後、一括上程を予定してございますが、一つには、子供たちのアスリート応援事業に、匿名の方からの1,000万円を活用したいと考えてございます。

詳細につきましては、議案提案前でもございますので、ここでは差し控えますけれども、新年度予算の中でしっかり御説明をさせていただきたいと思ひます。

それから、東原俊郎様からの1,000万円につきましては、こちらと同じく子供たちのためということですから、東原さんは音楽活動もされている方でございまして、そういった背景を勘案いたしまして、

中学生の吹奏楽の活動備品、楽器の購入費に新年度予算で充てたいという考えを持ってございます。

いずれにしても、新年度予算においてしっかり御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 多分、そういう答弁が来るのではないかとおぼえていたけれど、1,000万円というのは、簡単に寄附できる金額ではないと思ひますので、寄附金は子供たちの将来に役立てられるような使い方をしていただきたいと思ひます。

美幌では、教育費でお金をかけたい部分はまだまだたくさんあると思ひますが、寄附をいただいたらどこに使われるのかというのが関心事でもありますので、新年度予算のときにまた具体的に説明を聞きたいと思ひます。その点については、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 冬まつりの関係でありますけれども、年前からなかなか雪が降らず、また、年が明けても降らずということで、急遽、1月7日に実行委員会の役員会を開催しております。その中で議論しておりますけれども、やはり、そこから新しいイベントを考えて、皆さんに楽しんでもらえるというところまではなかなか企画できないということがありまして、中止と判断させていただきました。

来年度につきましては、今回の反省を生かして、雪がない中でもできるようなことをしっかりと考えていきたいと思ひしております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） しつこく質問するつもりはありませんが、そういうイベ

ントは子供たちが楽しみにしているということもありますので、暖冬の北海道になってきて、雪が少ないという状況はこれからも想定されると思いますので、雪が少ない状況でも取り組めるイベント、対応できるイベントを準備していくべきかと思っておりますので、その点についても今後の検討課題の一つとして捉えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） スクールバスの運行業務委託料の減額について説明させていただきます。

減額の理由といたしましては、議員がおっしゃるとおり、運行距離が減少したことが理由でありまして、距離数の減少の理由としましては、一つに児童数が減少したことと、実際の運行に当たりまして、欠席する児童、保護者の送迎等がありまして利用しなかったことで距離数が減少したということでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第3号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、14時10分といたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続

き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第4号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第4号平成31年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案書の68ページをお開き願います。

議案第4号平成31年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、直営診療施設繰出金など、年度末における事務事業の確定等に伴う補正を行おうとするものであります。

平成31年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,525万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,795万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、77、78ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費は、支給実績の見込みにより、1項療養諸費を100万円増額するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財源調整でございます。

6款基金積立金につきましては、預金利率の減により21万3,000円の減額でございます。

7款諸支出金、3項繰出金につきましては、国保病院における健康管理事業、医師確保支援事業、救急患者受入れ体制支援事

業、直営診療施設整備分に係る特別調整交付金の確定に伴い、直営診療施設繰入金1,447万2,000円を増額するものでございます。（「説明省略」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 認めます。

○民生部長（那須清二君） 以上で説明を終了させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第4号平成31年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案とおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第5号平成31年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の80ページをお開き願います。

議案第5号平成31年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、調整交付金の確定等に伴う補正を行おうとするものであります。

平成31年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定める

ところによる。

歳入予算の補正。

第1条、歳入予算の補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

85、86ページをお開き願います。

2、歳入につきまして御説明いたします。

2款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、調整交付金の増に伴い、事務費繰入金を25万4,000円減額するものでございます。

5款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、制度改正パンフレット送付に係る費用25万4,000円が特別調整交付金で措置されることから増額するものであります。

以上、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第5号平成31年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第6号平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案書の90

ページをお開き願います。

議案第6号平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、高額介護サービス給付費など、年度末における事務事業の確定等に伴う補正を行おうとするものであります。

平成31年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,129万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、101、102ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、介護系システム保険者クライアント電子計算機の更新費用の執行残として、26万5,000円の減額を行うものでございます。

3項介護認定審査会費につきましては、介護認定調査件数の増加に伴う経費として110万2,000円の増額を行うものです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、財源調整であります。

3項高額介護サービス等費につきましては、実績見込みにより75万6,000円の増額を行うものでございます。

103、104ページをお開き願います。

4款基金積立金につきましては、預金利率の減により減額するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので（「説明省略」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 認めます。

○民生部長（那須清二君） 以上で説明を終了させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第6号平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第7号平成31年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書の106ページをお開き願います。

議案第7号平成31年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成31年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,699万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,577万円とするものでありま

す。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正で御説明申し上げますので、109ページをお開き願います。

第2表、地方債補正であります。

公共下水道事業の限度額7,670万円を下水道管渠更新工事の補助対象事業費の確定及び入札執行残による事業費確定並びに管渠資材価格調査業務委託料の入札執行残による事業費の確定により、830万円を減額しまして、限度額を6,840万円とするものであります。

その下でございます。

公共下水道事業特別措置分につきましては、限度額1,680万円を対象となる起債借入額の確定により770万円を増額しまして、2,450万円とするものであります。

次に、115、116ページをお開き願います。

3、歳出であります。

主に、事務事業の確定に伴う減額であります。増額分としましては、1目一般管理費、公共下水道事務費の委託料96万2,000円は、水道事業に委託しております経費の確定に伴うもので、職員の会計間異動に伴い増額になったものでございます。

その下、2目維持管理費、機械器具の2万円は、入札減による減で、公課費14万8,000円は、納付税額の確定に伴う減、その下の管渠清掃委託料5万5,000円は入札減による減であり、いずれも事業確定に伴うものでございます。

その下の3目建設費、公共下水道建設事業費のうち、下水道管渠資材価格調査業務委託料70万2,000円と下水道長寿命化計画管渠更新工事1,627万6,000円の減額は、入札減及び国の社会資本整備総合交付金の交付額の確定に伴う減額であ

り、一部は令和2年度に工事を先延ばししたものであり、その下の補償金27万5,000円は管渠更新工事に伴う水道補償確定による減額であります。

その下の公債費48万4,000円は、利率の確定による減額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、113ページ、114ページにお戻りください。（「説明省略」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 認めます。

○建設水道部長（川原武志君） 以下につきまして説明を省略させていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号平成31年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第8号平成31年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案の120ページをお開き願います。

議案第8号平成31年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

平成31年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などにより、執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ920万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,594万8,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正で御説明申し上げますので、123ページをお開き願います。

第2表、地方債補正であります。

個別排水処理施設整備事業の限度額3,500万円を、事業費の確定に伴い880万円減額し、2,620万円とするものであります。

次に、129ページ、130ページをお開き願います。

歳出であります。

手数料5,000円の増額は、口座振替件数の増による増額であります。

その下、貸付金17万円の減額は、水洗便所改造等貸付金の申込みがなかったことによる減額であります。

その下、工事請負費、個別浄化槽設置工事896万7,000円の減額は、当初10基の新規工事を予定しておりましたが、新設工事の実施が8基であったことによる実績減でございます。

その下、償還金利子及び割引料7万5,000円の減は、利率の確定による減額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、127ページ、128ページにお戻りください。（「説明省略」と発言する者

あり）

○議長（大原 昇君） 認めます。

○建設水道部長（川原武志君） 以上につきまして、説明を省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第8号平成31年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第9号平成31年度美幌町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書の132ページをお開き願います。

議案第9号平成31年度美幌町水道事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成31年度美幌町の水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定等により、執行残等の整理を行おうとするものでございます。

業務の予定量の補正。

第2条、平成31年度美幌町水道事業会計予算第2条に定める業務の予定量を次のとおり補正する。

(1) 給水戸数の減、(2) 年間総給水量、(3) 1日平均給水量は、使用量の増によるものであります。

(4) 主要な建設事業は、事業費確定及び執行残によるもので、それぞれ記載のとおりであります。

収益的収入及び支出の補正、第3条と、次の133ページ、資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

134ページをお開き願います。

企業債の補正、第5条であります。

水道施設整備事業は、日並浄水場天日乾燥施設整備工事ほか3件の工事の入札減に伴うもので、総額を140万円減額し、5,550万円とするものであります。

その下、水道管路整備事業は、水道配水管整備工事の入札減に伴うもので、限度額を790万円減額し、1億1,180万円とするものであります。

たな卸資産購入限度額の補正、第6条につきましては、記載のとおりであります。

135ページ、136ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

営業収益のうち、給水収益382万6,000円の増額は、消費税の増によるものであります。

その下、負担金155万9,000円の減額は、新設工事に伴う量水器の設置件数の減によるものでございます。

その下、給水工事手数料99万3,000円の減額は、新設及び改造・撤去工事件数の減によるものでございます。

その下、雑収益のうち、下水道使用料賦課徴収受託料99万円の増額は、対象事務経費の確定に伴う増であります。

営業外収益のうち、預金利子15万9,000円の減額は、預金利率の確定による減額であります。

その下ですが、その他雑収益のうち、配水管等折損賠償金1万4,000円の増額は、2件の給水折損補償金であり、その下、不用品売却収益2万2,000円の増額は、検定期間満了メーター取替えに伴う撤去メーターの売却収益の増であります。

137、138ページをお開き願います。

収益的支出であります。

このページにつきましては、事務事業の確定及び入札減によるものであります。

次に、139ページ、140ページをお開き願います。

資本的収入及び支出であります。

収入の企業債930万円の減額は、企業債の補正で御説明させていただいたとおりであります。

国庫補助金229万9,000円の減額は、日並浄水場管理棟耐震補強工事の入札減に伴う工事費の確定による減額でございます。

その下、分担金200万円の減額は、豊幌地区で新たな給水申込みがなかったことによる減額でございます。

その下、工事負担金28万円につきましても、入札減による減額でございます。

その下、一般会計出資金990万円の減額は、水道施設等耐震化事業の確定によるものでございます。

141ページ、142ページをお開き願います。

資本的支出の委託料767万3,000円の減額につきましては、基幹管路更新実施設計の入札減、工事請負費1,419万8,000円の減額のうち、簡易水道等施設整備事業では、対象工事がなかったため、その下、水道施設整備事業では、浄水場天日乾燥施設整備工事などの入札減、その下につきましても、入札減などが主な減額の理

由でございます。

その下、量水器につきましては、入札及び設置戸数の確定による実績の減でございます。

以上、説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第9号平成31年度美幌町水道事業会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第10号平成31年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） 議案書の150ページをお開き願います。

議案第10号平成31年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支では、年度末における執行見込みを踏まえた予算の整理と他会計からの補助金、負担金の補正を、資本的収支では、医療機器更新等事業の確定に伴う予算の整理と企業債の補正などを行おうとするものであります。

第1条、平成31年度美幌町の病院事業

会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量、主要な建設改良事業の補正につきましては、診療用医療備品購入の執行見込みにより減額補正を行うものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、それぞれ執行見込みを踏まえた補正を行うもので、内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、151ページ、152ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収支の不足額を1億364万7,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債の補正につきましては、医療機器更新等事業の確定により、起債限度額を1,700万円減額し、3,650万円にするものであります。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の補正につきましては、医師及び医療従事者の給与費の執行見込みを踏まえ、2,092万7,000円減額し、9億1,648万5,000円に補正するものであります。

第7条の他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計及び国保会計からの補助金として、対象経費の執行見込みからそれぞれ記載のとおり補正を行うものであります。

第8条のたな卸資産購入限度額の補正につきましては、薬品費の執行見込みからたな卸資産の購入限度額を2億4,713万円に改めるものであります。

次に、153、154ページをお開き願います。

収益的収入の補正であります。

その他医業収益の一般会計負担金は、医師確保に要する経費として、医師募集広告の掲載先見直しにより減額補正を行うものであります。

他会計補助金のうち、一般会計補助金につきましては、医師等研究研修に要する経費、児童手当に要する経費につきまして、それぞれ対象経費の減により減額補正を行うものであります。

国保会計補助金は、病院が実施する健康管理事業に要した経費、インターネット等による医師確保対策経費、休日・夜間における代替医師の賃金が国保特別調整交付金の補助採択となったことから、それぞれ増額補正を行うものであります。

他会計負担金の一般会計負担金のうち、建設改良に要する経費は、企業債償還利息の減に伴う減額補正を、不採算地区病院の運営に要する経費は、公立病院等に係る特別交付税の基準単価の見直しに伴い、増額補正を行うものであります。

次に、155、156ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

給与費の給与・手当等につきましては、医師の未執行分の減額補正を、賞与引当金繰入額は、給与費の執行見込みから賞与引当金の減額補正を、法定福利費につきましては、正職員、臨時職員に係る共済費の未執行分と市町村職員共済組合に対する追加費用負担金の執行見込みを踏まえ、それぞれ減額補正するものであります。

材料費の薬品費は、抗生剤、抗がん剤、輸液製剤等の増加による増額補正を、研究研修費の旅費は、執行見込みを踏まえ減額補正を行うものであります。

医業外費用の企業債償還利息は、平成30年度借入れ分の借入れ利率について、当初0.3%で計上しておりましたが、実借入れ利息が0.01%となったことから、減額補正を行うものであります。

次に、157、158ページをお開き願

います。

資本的収入の補正であります。

企業債の補正は、医療機器更新等事業費の確定により減額補正をするものであります。

国保会計補助金は、今年度購入のX線撮影装置F P Dシステムが国保特別調整交付金の補助採択となったために補正を行うものであります。

次に、159、160ページをお開き願います。

資本的支出の補正であります。

器械及び備品購入費は、医療機器購入費用の入札執行残及び執行見込みにより減額補正を行うものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第10号平成31年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号から

日程第28 議案第23号まで

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第11号美幌町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第28 議案第23号令和2年度美幌町病院事業会計予算についてまでの13件は、いずれも新年度関係の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

これから、令和2年度町政執行方針について、町長の発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 令和2年度の町政執行方針を述べさせていただきます。

【はじめに】

本日ここに、令和2年度美幌町一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに、これらに関連する議案の御審議をいただき令和2年第1回美幌町議会定例会に当たり、町政執行の基本方針と主要な施策の概要について申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

私は、昨年4月に執行されました美幌町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の御支持をいただき、町政のかじ取りをさせていただくことになりました。

令和という新たな時代を迎えた今、人口減少と少子化・高齢化の進展を背景に、私たちのふるさと美幌も大きな転換期にあります。

就任してからの10か月余り、町民の皆様の視点で考え、話し合い、美幌の将来を見据えたまちづくりに全力を尽くしてまいりましたが、令和2年度の予算審議を目前にした今、町長としての職責の重さを改めて認識するとともに、覚悟を持って町政の執行に邁進しなければならないと、決意を新たにしているところであります。

議員各位と私は、町民の皆様から住民福祉の向上と美幌町の発展を託されている立場にありますが、まちづくりに対する熱い思いとふるさと美幌を愛する心は相通じるものがあると確信しています。

令和の新しい時代で、どのようなまちづくりを進めていくのか、その答えは私たち自身にあり、私たちの行動にかかっています。これまでの慣習にとらわれることなく、美幌の将来を見据えたまちづくりに全身全霊を傾注してまいり所存でありますの

で、議員各位の一層の御指導、御支援をお願い申し上げます。

国は、経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針）に基づき、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成に向けた取組を進めています。経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、財政健全化の目標達成を目指そうとするものであります。

令和2年度予算では、少子高齢化に真正面から立ち向かい、全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進めるとともに、生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生の取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算が措置されております。

本町においては、高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大が避けられない中で、子供・子育て支援や防災対策の充実、老朽化が進む公共施設の整備、人口減少への対応など、喫緊かつ重要な課題が山積しております。

このため、町の将来像を示した第6期美幌町総合計画や人口減少対策と地方創生を目的に策定した美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策を着実に実行することにより、美幌の活力を高め、次代につなげるまちづくりの実現に向け、力強い一歩を踏み出すことができるような施策の推進に必要な予算計上に努めたところであります。

【町政運営の基本的な考え方】

令和2年度は、第6期美幌町総合計画基本計画（中期）の2年目となります。各種施策の進捗状況を検証の上、総合計画に定める町の将来像「ひとがつながる、みらいへつなげる、ここにしかないまち、びほろ」の実現に向け、具体的な取組を着実に実行してまいります。

また、この3月に第2期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定される見通しであります。本町の住みよさや魅力を高め、人口減少が進む社会情勢下においても、高い持続性と自立性を確保できるまちづくりを目指していかなければなりません。総合戦略に基づき、人口減少対策と地方創生に向けた実効性のある取組を進めてまいります。

未来への責任ある行財政運営を進めるために策定した第2次美幌町財政運営計画は、後期計画の3年目を迎えます。行政課題が複雑化・多様化する中、地方自治体が果たすべき役割である住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、行政資源を最大限に活用して各種の施策・事業の実行に努めてまいります。

財政指標の一つである実質公債費比率は、平成30年度決算で8.8%と地方債を発行する際に国の許可が必要となる基準(18%)を下回っておりますが、公共施設や社会インフラの多くが更新時期を迎えるため、その整備に当たっては、後年度に及ぼす影響を考慮しつつ、長期的な視点に立った行財政運営に努めていく必要があります。

歳入においては、生産年齢人口の減少による町税収入の伸び悩み、地方交付税の縮減が予想されることから、ふるさと納税をはじめ自主財源の確保に努めるとともに、歳出においては、役場庁舎の改築など大型事業に着手したことから、町債残高の増加と基金残高の減少が見込まれています。

このため、これまで以上に慎重な行財政運営を意識しながらも、必要な未来への投資については、時機を失することなく、大胆に実行することを念頭に置いて予算編成に当たってまいりました。

その結果、一般会計は、前年度当初比37.1%増の140億5,231万円と過去最大の予算規模に、特別会計と企業会計を

合わせた全8会計の総額は同20.7%増の236億7,965万3,000円となっております。

【施策の基本的な考え方】

人口減少時代を迎えた今、美幌の将来を見据えたまちづくりを実現するには、町民の皆様の元気を引き出し、美幌の活力を高めることで、本町を取り巻く様々な課題を克服していかなければなりません。そのためにも、「ひとがつながる」「みらいへつなげる」施策に取り組むことを基本的な考え方といたします。

今年の夏、世界最大のスポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピック東京2020大会が開催されます。マラソン・競歩は札幌市内を周回するコースで、サッカーは札幌ドームを会場に、一次ラウンドの男女10試合が開催されることになっていきます。

全道・全国、世界レベルで活躍する選手を数多く輩出しているスポーツの盛んな町として、東京2020大会の開催が夢に向かって頑張っている子どもたちを応援する契機となることを願い、次代を担う子供たちに投資する未来のアスリート応援プロジェクトを展開してまいります。

次に、第6期美幌町総合計画の五つの基本目標に沿って、令和2年度の重点施策を中心に御説明を申し上げます。

<人を創り、地域力を高めるまちづくり>

この町の未来を展望したとき、人口減少や少子化・高齢化の進展を避けて通ることはできませんが、どのような課題や問題であっても、人のつながり、地域の力を高めることで、前に進むことができると私は信じています。

美幌町自治基本条例に基づく、町民が主役のまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動の中心的な役割を担われている自治会に対する支援の充実を図ります。

具体的には、加入世帯の減少により活動

に支障を来している実態を踏まえ、運営等補助の見直しを図るとともに、安心して活動できる環境を整えるため、自治会活動に係る損害保険料を助成いたします。

また、地域の活力、地域の絆を育む活動拠点となる集会室の維持管理に係る経費について、実情を踏まえた見直しに取り組んでまいります。

行政情報を的確かつ迅速に発信するため、新たにテレビの地上デジタル放送を活用した地デジ広報サービスを開始し、最新の行政情報を発信するほか、緊急時や災害時には避難関連情報を発信するツールとしても活用いたします。

生産年齢人口の減少が続く中、町税収入の伸び悩み、縮減傾向にある地方交付税、公共施設の老朽化による維持補修費の増加、社会保障関連経費の増大など、町を取り巻く財政環境は厳しさを増しています。持続可能な行財政運営を確立するには、自主財源の確保と事業の選択と集中化を図りながら、将来を見据えた効率的かつ計画的な運営を進めていく必要があります。

また、美幌町公共施設等総合管理計画に基づき、更新時期を迎えた公共施設の集約化や複合化を図ることで、公共施設の総量を抑制するなど、人口減少社会を見据えた行財政運営に努めてまいります。

昨年8月に「安心」「親しみ」「便利」をコンセプトに着工した役場庁舎建設に係る関連工事が、令和3年2月の完成に向けて進んでいます。令和2年度においては、新庁舎で使用する備品等購入費、新庁舎への移転及び旧庁舎の解体に係る経費を予算計上し、多様化する住民ニーズに対応できる行政運営の拠点施設として、令和3年5月の供用開始に向けた準備を進めてまいります。

北見地域定住自立圏構想に基づき、中心市となる北見市との間で昨年10月に定住自立圏形成協定を締結いたしました。今年度末には、北見地域定住自立圏共生ビジ

ョンが策定される見通しであります。

経済圏・生活圏を共有する1市4町が連携の上、互いの独自性を尊重しながら、役割を分担し、定住に向けた機能の充実や地域の魅力の向上に努めていくこととなります。行政サービスを安定的に提供していくためにも、共通する政策分野で連携し、互いに補完し合える関係性を築いてまいります。

この3月に、第2期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少対策と地方創生のより一層の充実と強化を図るため、四つの基本目標に沿って12の施策に取り組むことといたします。

具体的には、地域おこし協力隊の採用、移住体験住宅を活用したちょっと暮らしの推進、東京や大阪で開催される北海道暮らしフェアでのPR活動、UIJターン新規就業支援事業など、移住定住の促進に努めてまいります。

本町における交通安全運動に対する町民の意識は高く、運転者に対する街頭啓発や児童生徒・高齢者を対象とした交通安全教室など、町民総ぐるみでの取組が展開されています。高齢者等の運転免許自主返納を奨励する事業を継続するほか、交通弱者の方々が暮らしやすい環境を整えるため、地域公共交通の在り方について検証、研究を重ねてまいります。

JR北海道が単独では維持することが困難な線区を発表して3年余りになります。北海道及び沿線市町村等におきましては、JR北海道が実施する利用促進に資する投資的経費に対し、令和元年度及び令和2年度の2年間に限り、緊急的かつ臨時的な財政支援を行うことになりましたが、加えて、石北本線の利用促進を図るために、町独自の補助制度を創設し、鉄道を守るために、今、できる取組を進めてまいります。

災害は、いつ、どこで発生するか予測することは難しく、日頃からの備えが、いざというときの防災力を高めることになりま

す。

指定避難所用の防災資機材の整備を進めるほか、アナログ方式の防災行政無線をデジタル化に移行するなど、防災体制の充実と強化を図ります。

昨年初めて実施しました美幌町総合防災訓練では、多くの課題が明らかになりました。まさかはずやってくるとの意識を持って、地域や関係機関と連携を図りながら、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

消防行政につきましては、近年の自然災害の発生や高齢化の進展に伴う救急ニーズの高まりにより、迅速かつ的確に対応することが求められています。消防庁舎の改築を進めることで、災害対応の拠点施設として、消防機能のさらなる充実を図ってまいります。

我が国の平和と安全を守る陸上自衛隊美幌駐屯地の存在は、私たち美幌町民の誇りであり、美幌駐屯地と共存共栄するまちづくりを進め、今日に至っております。美幌駐屯部隊の規模縮小と隊員数の減少が続く中、さらなる減少は、地域経済の衰退を招くほか、災害発生時の初動対応や地域行事の支援縮小、地域コミュニティー活動の停滞など、重大な影響を与えるものと危惧しているところであります。

平成30年12月、国は、平成31年度以降に係る防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画を策定いたしました。統合機動防衛力を深化させるため、陸上自衛隊第5旅団を機動旅団へと改編し、各種事態に即応する即応機動連隊が新編されることとなります。

交通アクセスに優れ、恵まれた訓練環境にある美幌に駐屯する第6普通科連隊を即応機動連隊に新編し、部隊の増強が図られるよう、自衛隊協力諸団体と連携の上、町民の総意として積極的に陳情活動を展開いたします。

く自然の美しさやくらしの安心を、みんな

なで護りあうまちづくり

高齢化が進む中、地域に住む一人一人が自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助）、行政が責任を持つ公的福祉サービスの提供（公助）が、それぞれの役割を分担し、互いに運動しながら地域福祉機能の充実を図らなければなりません。

令和2年度から令和9年度までを計画期間とする第3期美幌町地域福祉計画の基本理念である「すべての人々が、たがいに助け合い、温かに暮らせるまちへ」の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

本町における65歳以上の高齢者人口は約7,000人で、町民の3人に1人は高齢者である現状にあります。美幌町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画が令和2年度をもって計画期間を終了するため、住み慣れた地域で健やかに、安心して生活できるように、できる限り健康を保持しながら社会との関わりを持ち続けられるように、アンケート調査を実施の上、新たな計画の策定に取り組めます。

また、介護人材の確保と資質の向上を図るため、引き続き介護サービス事業所に従事される方を対象に資格取得経費の一部を支援いたします。

障がいのある人が地域で自立した生活を送るには、地域全体で支えるサービス提供体制を構築する必要があります。北見地域定住自立圏構想に基づき、1市4町を整備区域として地域生活支援拠点整備事業を推進し、障がい者等の地域における生活の安心感を担保するとともに、地域での生活を支援するための体制整備を図ります。

また、第5期美幌町障がい福祉計画及び第1期美幌町障がい児福祉計画が令和2年度をもって計画期間を終了することから、誰もが安心して暮らせる、人にやさしいまちの実現に向けて、アンケート調査を実施の上、新たな計画の策定に取り組めます。

全国的に少子化が進む中、子育て支援対

策の加速化が求められています。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を提供するため、美幌町子育て世代包括支援センターの開設（令和2年10月予定）に向けた準備を進めてまいります。

さらに、子供を産み、育て、そして仕事と子育てを両立できるように、子育て支援センターによる一時預かり事業を拡充するほか、幼稚園及び保育園等の給食費無料化、私立幼稚園の改修整備など、本年3月に策定する第2期美幌町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援対策の着実な推進を図ります。

毎日を楽しく健康に暮らすことは、町民全ての願いでもあります。予防接種を通じた感染症予防、各種健診の受診勧奨による疾病の早期発見と早期治療、健康相談や保健指導による生活習慣病の発症予防、妊婦健診時の交通費助成をはじめ、保健・医療・福祉ネットワーク体制の充実を図るなど、保健福祉総合センターを拠点に、町民全ての健康づくりを推進いたします。

安心して暮らせる環境を整えるには、医療サービスの充実を図る必要がありますが、国保病院の常勤医師につきまして、昨年12月から本年3月までの間に4名の医師が退職することから、後任の医師確保に向けた取組を進めております。特に、小児科及び外科の医師確保は、地域医療を維持するために急務の課題であると認識しており、引き続き医師確保に向けて最大限の努力を重ねてまいります。

町民に信頼される国保病院を構築するためにも、医師をはじめとする医療従事者の確保、医療機器の計画的な更新、施設の維持補修など、診療体制の強化と医療環境の整備を進めるとともに、経営収支の改善にも取り組み、よりよい医療環境の構築に努めてまいります。

生活環境の保全につきまして、ごみ処理体制の充実とリサイクルの推進に努めるほか、せせらぎ公園の桜並木、ロマンチック

街道の自樺並木の保全に取り組むことで、美幌町の名にふさわしい「美」のまちを目指してまいります。

<まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり>

豊かな自然と肥沃な大地に恵まれた本町は、農業を基幹産業として発展してまいりましたが、農家戸数の減少や担い手不足に加え、農産物の貿易自由化に対応するため、農業基盤の整備や高収益作物の導入など、農業経営の改善と強化を図ることが課題となっております。

このため、新規就農者等の支援、ICT技術の導入を図るための産地パワーアップ事業、国営・道営土地改良事業のほか、新たにアスパラ振興推進事業に取り組むなど、美幌町農業協同組合と連携の上、美幌農業の持続的な発展に向けた施策を積極的に展開いたします。

農業の生産活動に障がい者が参画することにより、担い手不足の解消と障がい者の雇用の場の確保を目指し、農業と福祉が連携する農福連携の実現に向けた調査・研究にも取り組んでまいります。

森林の公益的機能の発揮や資源としての価値を高めるには、計画的な森林管理、環境に配慮した森林整備を進める必要があります。引き続き、国際認証であるFSC森林認証を推進するとともに、町産材の活用促進、木製品のブランド化を図るための取組、環境と自然と産業を融合させた森林づくりを積極的に進めます。

美幌林業館きてらすは、平成27年の開設から11万人を超える皆様に御利用をいただいております。木育の推進を図るため、施設の適切な管理と木製遊具の充実を図り、貴重な資源である森林を守り育てる意識の醸成に努めてまいります。

人口減少が続く中、商工業を取り巻く経営環境は厳しさを増しておりますが、町民生活を支えるためには、地域経済の活性化が急務の課題であります。町内での消費拡

大を目的としたプレミアム商品券発行事業、商店街イベント事業、店舗リフォーム促進支援事業など、商工業の振興を推進いたします。

また、町内で起業しようとする方の背中を後押しする、起業家支援事業に取り組むほか、美幌ブランド認証制度を活用し、特産品の開発を支援するなど、美幌商工会議所と連携を密にしながら、地域経済の活性化を図ってまいります。

本町の観光資源の核となる美幌峠は、1920年（大正9年）の開通から100年の節目を迎えます。より多くの方々に御来訪いただけるよう、関係者と協議の上、記念イベントの開催に取り組んでまいります。

また、美幌町観光まちづくり協議会におきまして、体験観光メニューの開発が本格化しています。地域おこし協力隊の制度を活用して体験型観光を推進するほか、教育旅行の受入れをはじめ、首都圏の子供たちを対象に町主催の自然学校を開催し、農業体験や自然を体感できるプログラムを提供するなど、グリーンツーリズムの推進を図ります。

さらに、広域連携によるサイクリングを通じた滞在型観光の構築を目指し、近隣市町と連携して、交流人口の拡大や観光客誘致に向けた取組を進めてまいります。

特殊詐欺の手口はより一層、多様化・巧妙化しており、消費者トラブルも複雑化しています。安心して暮らすことができるように、消費生活相談体制の充実を図りながら、消費生活被害の未然防止に努めてまいります。

<住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり>

北海道横断自動車道は、冬季災害の回避、物流の効率化、周遊観光の促進、救急医療の確保など、地域に必要な路線であります。昨年4月には端野高野道路の新規事業化が決定したことから、早期着工

に向けて、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会をはじめ、関係諸団体とも連携の上、引き続き積極的な要望活動を展開いたします。

町道の整備につきましては、地域の要望を勘案の上、安全性の確保と事業の優先度を念頭に置きながら、計画的な整備に努めています。

新年度は、国の交付金を活用して、第262号道路の整備、東雲橋の補修を継続実施するほか、町道6路線の道路整備、町道2路線の歩道整備を行うなど、生活道路の計画的な整備を進めます。また、路面の雨水蓋や橋梁のすりつけ段差を解消するなど、道路管理者として安全対策に万全を期してまいります。

今冬は記録的な少雪となりましたが、除排雪の体制につきましては、町民満足度が低く、重要度の高い行政サービスであると認識しています。直営と民間8社による市街地除雪、直営と農村地区9部会による郊外除雪、直営と民間2社による歩道除雪の体制を整えるとともに、除雪トラック1台を更新するなど、町民生活や経済活動に支障を来すことのないよう、除排雪の体制強化に努めてまいります。

間口置き雪対策として、高齢者等を対象に自治会のたすけあいチームに手押し除雪機を貸与するほか、町の乗用除雪ロータリーで間口除雪を行うなど、冬期間の安心で安全な暮らしを確保するための取組を進めます。

網走川と美幌川が合流する本町では、台風や大雨による河川の増水によって浸水被害が過去に発生しています。このため、堤内排水対策として、排水ポンプ及び発電機を整備する一方で、河川管理者に対して治水対策の実施を求めてきておりますが、自然災害を未然に防ぐためにも、国や北海道と協議・連携の上、引き続き治水対策と河川環境の保持に努めます。

本町は、国道4路線と道道6路線が交わ

る道東の交通の要衝であります。複雑に交差していることから、公共施設の位置が分かりづらいとの指摘もあります。来訪者に分かりやすい誘導看板（公共サイン）を整備し、ユニバーサルデザインの推進を図ってまいります。

公園は、住民の憩いの場として、多くの方々が集い楽しめる空間であることが求められます。施設や遊具の老朽化が進んでいる公園につきましては、公園長寿命化計画に基づき、適切な管理と補修、遊具の更新に取り組んでまいります。

住環境の整備と地域経済の活性化を目的に実施している住宅リフォーム促進事業は、10年目を迎えます。申請件数は毎年度100件を上回り、事業効果も高いことから、引き続き実施してまいります。

公営住宅につきましては、住宅セーフティネットとして重要な役割を担っていることから、良質な住宅ストック確保と適切な維持管理に努めていく必要があります。

さらに、今後は、単身高齢者の増加が見込まれるため、住宅確保配慮者の入居の妨げとならないように、連帯保証人制度を廃止することといたします。

下水道事業は、昭和56年10月の供用開始から39年を経過し、施設の老朽化が進んでおります。このため、終末処理場の非常用発電設備及び管渠の更新工事を行うとともに、長寿命化を図るための計画策定を進めます。持続的に安定した下水道サービスを提供できるように、将来の見通しを明らかにして経営基盤の強化に努めてまいります。

上水道事業におきましては、日並浄水場の耐震補強工事及びろ過池機械設備工事、基幹管路（送水管）更新、配水管布設替工事など、水道施設の耐震化と老朽施設の更新を実施いたします。給水人口が減少する中、安全な水を安定的に供給できますように、給水収益の確保と経営基盤の強化を図ってまいります。

<夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり>

人口減少、少子化が進展する中で、次代の担い手となる子供たちを地域ぐるみで守り育てていかななくてはなりません。学校、家庭、地域が連携して、地域とともにある学校づくりを進めるため、学校運営協議会の活動を推進するとともに、学習環境の整備を図るため、学校施設の長寿命化計画を策定いたします。

学校教育におきましては、子供たちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するため、小学校で35人学級を実施するための臨時教員を配置するほか、外部講師の活用、ICT教育の環境整備などに取り組んでまいります。

また、美幌小学校に英語専門の教室、イングリッシュルームを開設し、外国語指導助手（ALT）や英語教諭による外国語教育の充実を図るほか、防災に対する意識を高め、災害発生時に命と暮らしを守るために必要なことを学ぶ一日防災学校を全ての小学校で実施いたします。

学校生活や学習のために特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、一人一人のニーズに応じた特別支援教育を推進するため、特別支援教育支援員を増員して教育環境の充実に努めてまいります。

学校給食におきましては、子育て世代の負担軽減を図るため、多子世帯（第3子以降）の小中学校給食費の無償化を実施します。

また、地元で生産、加工された食材を給食に提供するほか、美幌高等学校で生産された小麦を使用して商品化された食材を美幌高校生に給食として提供し、食育の推進に取り組んでまいります。

平成23年度に普通科と農業科が併設された新たな美幌高等学校が開校し、学校の特色を生かした教育活動が展開されていますが、少子化の影響により、入学者の減少が続いています。このため、これまでの農

業科の間口対策補助に加え、普通科の間口対策補助を実施することにいたします。

寄宿舎運営補助を継続するとともに、生徒募集推進、学習環境整備、学校魅力発信に関する経費を補助し、町内唯一の高校を支えるための取組を積極的に推進してまいります。

町民が主体的に取り組む文化活動を支えるため、町民会館、図書館及び博物館などの生涯学習施設の利用促進を図りながら、いつでも、どこでも、誰でもが学習できる場と機会の拡充に努めてまいります。

また、文化振興の拠点施設である町民会館びほーるについて、町民の皆様が芸術や文化に触れる機会の提供や鑑賞事業の実施に取り組みます。

町内在住の外国人労働者に対して、美幌町に対する理解を深めていただくため、日本文化などを体験・学習する機会を提供してまいります。

老朽化と狭隘化が進んでいる図書館につきましては、町民アンケートを実施し、将来の建て替えに向けた調査検討を進めてまいります。

主に冬期間におけるスポーツ活動の場を確保するため、建設を進めている屋内多目的運動場については、本年11月の供用開始を予定しております。多くの町民に親しまれ、未来を担う子供たちのスポーツ環境の充実が図られることを期待しているところであります。

【むすびに】

以上、令和2年度の町政執行に当たりまして、基本的な考え方を申し上げます。

私は、昨年5月の美幌町議会臨時会において、町政に対する所信を述べさせていただきました。

どのような課題や問題であろうとも、ふるさと美幌に想いを寄せる人々の力を結集することで、必ずや美幌町の未来を切り開くことができる。町民の皆様と同じ目線で話し合い、真摯に向き合うことで、産業の

活力、人の活力、地域の活力を高めて、先人が築き上げた美幌町をしっかりと次代につなげてまいります。

そのときの決意は、10か月余りを経過した今もなお、変わることはありません。

令和の新しい時代が始まり、オリンピック・パラリンピック東京2020大会を控え、未来への躍動感にあふれた今こそ、次の世代への責任を果たすため、何ごとにも果敢に挑戦すべきときであると私は信じておりますし、そのために全力を尽くしてまいります。

美幌の活力を高め、次代につなげるまちづくりの実現に向け、町民の皆様とお約束した施策を実行できるように最大限の努力を積み重ねてまいりますので、議員各位におかれましては、慎重に審議をいただきまして、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます、令和2年度の町政執行方針といたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、15時45分といたします。

午後 3時32分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

○議長（大原 昇君） 引き続き、令和2年度教育行政執行方針について、教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 令和2年度美幌町教育行政執行方針を述べさせていただきます。

【はじめに】

令和2年度予算の御審議をいただく美幌町議会定例会におきまして、教育行政の執行方針について述べさせていただきますことに深く感謝を申し上げますとともに、議員並びに町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、平成から令和へと時代が進み、我が国は、急激な人口減少と少子高齢社会を迎える一方、高度情報化に伴うグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展する中、教育に対する課題も複雑多岐にわたっており、教育行政の果たす役割はますます重要になっております。

このような状況の中、美幌町の明日の人材を育成するため、ふるさと美幌で子供たちが自ら学び、各人が学習の成果を地域社会で生かせるよう、教育関係者の皆様とともに、美幌町教育大綱を共有し、明確な教育行政執行の方向性を示す中で、多くの皆様から御意見をいただきながら、引き続き、顔の見える教育委員会として、様々な教育課題について積極的に取り組んでまいります。

【教育行政に臨む基本的な考え方】

美幌町教育委員会では、第6期美幌町総合計画を柱として、美幌町教育大綱と第7次美幌町社会教育中期計画に基づき、美幌町の教育の基本である美幌町教育目標の実現を目指し、教育行政を推進してまいります。

さらに、総合教育会議における町長との協議・調整により、十分に町行政との連携を図りながら、美幌の教育充実のため、次のとおり重点施策を展開してまいります。

【重点施策の展開】

〈幼児、学校教育の充実〉

時代の変化や子供たちを取り巻く状況、社会のニーズなどを踏まえ、約10年ぶりに学習指導要領が改訂され、小学校は今年度、中学校では来年度から全面実施されます。新しい学習指導要領では、何ができるようになるのかという観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の三つの柱から成る資質・能力を総合的にバランスよく育てていくことを目指しております。

この実現のため、教育委員会として、学校で学んだことが子供たちの生きる力となって、明日に、そしてその先の人生につながるよう、社会の変化を見据えながら新たな学びの充実のために各種施策に取り組んでまいります。

あわせて、学校・家庭・地域が各々の役割を果たしつつ、社会全体で連携・協働する地域とともにある学校づくりの深化に努めてまいります。

〈幼児教育の推進〉

幼児期の教育については、子供の健やかな成長と生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、就学前施設から小学校への円滑な接続と連携が重要であります。

幼児教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼稚園、保育園、認定こども園等と小学校との意見交換などの機会を設けるとともに、要保護児童対策地域協議会をはじめ、子ども発達支援センターなどの関係機関と相互連携を図ってまいります。

〈学校教育の推進〉

確かな学力の向上。

算数科、国語科の充実強化。

チーム・ティーチングや習熟度別指導のほか、ほっかいどうチャレンジテストの活用など、基礎・基本的な学習内容の定着を確実に図る取組を進め、学力向上を図ってまいります。

このため、町費により教育支援員を各小学校に継続配置し、主に算数科と国語科においては、低・中学年を中心に、きめ細かな指導により、確実な基礎学力の定着に向けた取組を進めてまいります。

このほか、地域の大学の協力により、長期休業を利用した学生ボランティアによる学習サポート事業については、各小中学校において継続実施いたします。

あわせて、退職教員等による放課後学習サポート事業を活用し、児童が日常的に放課後に学習する場を提供いたします。

プログラミング教育の推進。

プログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身につけるための学習活動として、今年度から小学校においてプログラミング教育が必修化されます。情報活用能力を言語能力と同様に、学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、プログラミング的思考を育むための取組を進めてまいります。

小学校35人学級の推進。

国や道の事業に該当しない35人を超える学級を有する小学校に対しては、引き続き町費により臨時教員を配置し、児童一人一人の理解度や興味・関心を踏まえたきめ細かな学習指導体制を整備してまいります。

国際理解教育の充実。

今年度から、小学校3・4学年は、年間35時間の外国語活動、5・6学年は、年間70時間の教科としての外国語が完全実施されます。将来的に外国語でコミュニケーションが取れるようになることを目指し、「聞く」「読む」「話す」「書く」の力を総合的に育みます。そのためには、教育委員会として、教科化されたことを重視し、今年度は、外国語の専門教員を配置し、各小学校を巡回指導する体制を整え、小学校教員の外国語の指導力と英語力の向上を図るほか、モデル事業として美幌小学

校内にイングリッシュルームを設置し、語学教育の強化・充実を図ってまいります。

あわせて、昨年度よりALTを1名増員し2名体制とした中で、ALTのサポートにより、小学校及び中学校の外国語科の指導体制の充実に努めてまいります。

授業改善の充実。

学習規律の確かな定着。

確かな学力の基盤となる学習規律の定着について、各学校は重点的に取り組んでおります。

学習規律は、小学校から中学校への円滑な接続のために、各学校の学習規律を集約し策定した美幌町学習規律スタンダードを基に、各学校の実態や課題に即して各校で作成しております。これまでの取組から、各校とも、児童生徒の姿として、成果が現われております。今年度も引き続き、美幌町学習規律スタンダードを基にした各校の学習規律の確実な定着を図るため、より具体的で確かな取組を推進してまいります。

あわせて、小中学校における教員の相互交流や、学校種間の連携を図ってまいります。

授業改善の推進。

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかを重視して授業を改善しなければなりません。これまでの授業改善推進教員で構成された授業改善推進チーム」の取組や、オールオホーツクで取り組んだロードマップの実践を生かし、子供たちの学びを進化させる取組を組織的に進めてまいります。

公開研究会の実施。

町内全ての小中学校が校内研修の成果の発信として公開研究会を実施し、校内研修の充実や教員の指導力向上などの成果を挙げております。

今年度においても、授業改善のより一層の充実に向けて、全ての学級の授業公開とグループによる研究協議を柱とした公開研

研究会の実施を進めてまいります。

健やかな身体の育成。

健康保持。

子供たちの健康の保持・増進を図るため、定期的な健康診断を実施し、感染症の予防に努めます。小学校では、虫歯予防対策のため、フッ化物洗口を継続して実施いたします。中学校では、喫煙や危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を開催し、適切な保健管理・指導を行ってまいります。

体力向上。

運動習慣の定着に向け、全ての学年による新体力テストの実施や、全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を踏まえた一校一実践など、学校の特色を生かした効果的な体力の向上に取り組んでまいります。

また、関係団体の御理解と御協力の下、水泳、スキー、スケートの各授業において、引き続き外部講師のサポートを受けながら体育授業を実施してまいります。

生活習慣。

子供たちの望ましい生活習慣の定着に向けて推進してきた早寝・早起き・朝ごはん運動については、成果と課題を家庭と共有しながら進めるとともに、学校や家庭における生活リズムチェックシートを積極的に活用しながら、生活習慣の改善などに努めてまいります。

また、情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域の連携により、子供自身が主体的に情報機器を適切に利用できるようなする取組を進めてまいります。

防災教育の推進。

近年の国内における大規模災害の発生を受け、防災教育の推進が急務とされております。学習を通じて得られる体験は、災害弱者と言われる小学生にとっては貴重なものであり、意義深いものと認識しております。このため、関係機関の支援を仰ぎながら、防災の要素を取り入れた授業としての一泊二日防災学校を全ての小学校で実施できるよう取り組んでまいります。

豊かな心の育成。

道徳科への対応。

様々な課題に自分ならどうするかと向き合い、自分とは異なる意見を持つ他者と議論する授業などを通じて、道徳性を育む取組を進めます。小中学校では、特別の教科道徳が昨年度から全面的に先行実施されておりますが、引き続き、道徳の授業づくりの研修や道徳の授業公開、さらには地域の人材や様々な教育資源を活用した道徳教育の充実を図ってまいります。

いじめ対策。

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが重要であります。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも様々な取組が行われております。いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るとの意識を持ち、いじめは絶対に許されないことを児童生徒に指導徹底するとともに、積極的ないじめの認知に努めてまいります。

また、嫌な思いをした児童生徒が、いつでもシグナル発信ができるよう、日頃からの指導を充実させるとともに、未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

さらに、日常生活を取り巻く環境が複雑かつ多様化している現状を踏まえ、指導のための研修会や情報モラル教育の充実を図ってまいります。

読書習慣。

子供たちの読書習慣の定着のため、朝読書やボランティアによる読み聞かせなど、読書活動の充実を図るとともに、家庭での読書を通じて、家庭内のコミュニケーションを図る「家読」を推進していきます。

また、一昨年度より図書館司書を各学校に派遣し、読書活動の取組を支援しておりますが、引き続き学校図書館の充実整備を図ってまいります。

教育相談体制の充実。

教育相談体制として、教育相談室に教育専門相談員と不登校問題相談員を各1名配置し、問題を抱える児童生徒や不登校になっている児童生徒に対して、家庭訪問や学校訪問による相談・支援を行うほか、サテライト授業により、個に応じた学習支援に取り組んでまいります。

また、今年度は、児童生徒の心のケアや、教員・保護者の問題解決に向けた連携を推進するため、スクールカウンセラーを1名配置し、教育相談体制の充実・強化に努めてまいります。

さらに、Q-Uテスト（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を全小中学校で実施し、その結果を基に学級集団を捉え、学級経営の在り方などの指導・相談・支援を継続してまいります。

特別支援教育の充実。

特別な教育的支援を必要とする子供の教育については、各小中学校の学級編制に合わせて特別支援員22名を配置いたします。インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別指導計画と個別支援計画を作成し、関係機関と連携した効果的な指導・支援を行ってまいります。

また、特別支援教育関係者への研修会を実施するなど、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

信頼される学校づくりの推進。

教職員の資質向上と服務規律の保持。

教職員の資質向上のため、個人研修や学校外における各種研修をはじめ、組織的に取り組む校内研修、授業実践交流、公開研究会による授業公開など、研究体制の充実を積極的に進めてまいります。

また、教職員は、全体の奉仕者として、法令等を遵守し自らの姿勢を正していかなければなりません。このため、教職員一人一人に対する指導を徹底し、服務規律の厳正保持に努めてまいります。

働き方改革の推進。

教員の働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動が継続できるよう、美幌町働き方改革推進プランを昨年度に策定いたしました。

学校現場の実情に応じた具体的な取組は、実践できるものから速やかに実施し、学校教育の質を高め、児童生徒に対する指導の一層の充実を図ってまいります。

3学期2評価制の導入。

本町は、学校の1年間の教育課程を3学期制で行っておりますが、昨年度より、児童生徒の評価については2評価制に移行しました。

これにより、今まで以上に広いスパンで細かな評価ができるとともに、7月と12月においては、ゆとりある学習等の確保が図られております。

また、長期休業中の学習の連続性を確保するため、休業前に子供の学習状況や課題等の資料を保護者にも配付し、長期休業中の学習習慣の形成につながる取組を進めてまいります。

地域と連携した学校づくりの推進。

学校においては、教育活動やその他の学校運営の状況について、自ら評価し、その結果を公表する学校評価を実施するとともに、地域の教育力を積極的に活用しながら、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

また、昨年度に全校に設置した学校運営協議会制度を積極活用し、地域の子供は地域で育てる仕組みづくりを構築していくとともに、参観日・学校行事・学校だよりなどを通じて、学校の状況や子供たちの様子を保護者や地域に発信してまいります。

あわせて、地域の声を学校運営に生かしながら、幅広い地域住民の参画を得て、地域と連携した学校づくりを推進するため、特に、スポーツや芸術分野においては、外

部講師による指導や地域資源（自然・環境・人）を積極的に活用し、特色ある学校づくりを進めてまいります。

学校給食と食育の推進。

学校給食は、衛生管理の徹底と地元産食材、地場産加工品を取り入れた、おいしく安心・安全な給食提供に引き続き努めてまいります。

また、学校と連携を図り、正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育に取り組んでまいります。

新たに、多子世帯への子育て支援策として、第3子以降の小中学生の保護者に対して、給食費の無償化を図り、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

食物アレルギーを有する児童生徒については、医師が作成する学校生活管理指導表を保護者から学校に提出いただき、医師の診断に基づいた保護者、学校との面談により、学校給食でのアレルギー対応を行ってまいります。

<高等学校との連携・支援>

美幌高校は、町内唯一の高校であるとともに、オホーツク管内唯一の農業科を持つ高校でもあります。多様な教育機会の確保が図られるよう、道教委に対して間口確保や教育施設の充実のための要請活動を継続してまいります。

農業科（生産環境科学科、地域資源応用科）の応募生徒の減少を鑑みて、これまで、町外からの農業科入学者を対象に、就学に係る費用の一部を助成しております。

一方、近年は、町内からの入学者が顕著に減少しているため、こうした事態を重く受け止め、今年度は、間口確保支援策の強化を図る観点から、町内からの入学者（普通科・農業科）及び町外からの普通科入学者に対象範囲を拡大してまいります。

あわせて、道内外が募集対象となる農業科の入学機会に支障を来たすことのないよう、寄宿舎の維持運営に対し、継続して支援を行ってまいります。

さらに、魅力ある高校づくりとして、美幌高校で生産された小麦で商品化した美幌うどん等を学校給食で提供いたします。

教育支援事業においては、引き続きポスターやパンフレット作製、学習環境整備、商品開発等への支援のほか、今年度は、美幌高校の認知度を高める案内看板作製に対して支援を行ってまいります。

今後とも、魅力ある美幌高校に一人でも多くの生徒に入学してもらえるよう、北海道美幌高等学校教育振興対策協議会を牽引役として、各種事業の支援を行ってまいります。

学校教育施設環境の整備充実。

学校施設整備。

子供たちが快適で安心して学べる良好な学習環境を維持するため、国のインフラ長寿命化計画による学校施設長寿命化計画を策定し、計画的な学校施設設備の改修に努めてまいります。

今年度は、美幌小学校校舎暖房排気用煙突修繕、東陽小学校プールろ過機修繕、旭小学校校舎放送設備修繕、美幌中学校教室背面ロッカー作製、北中学校教育用コンピュータ更新などを実施いたします。

給食センターの施設整備では、毎年、計画的に修繕を行い、今年度は、冷却塔、調理器具の更新のほか、厨房内床及び排水溝、米飯調理設備、屋外キュービクル、ボイラー機器類の修繕などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

スクールバス。

スクールバスの運行事業については、児童生徒の利便性、安全運行に努めるのはもとより、少人数の登下校時の場合はハイヤーを代替として活用するほか、今年度から、既に設置済みの直営車両を除く委託車両8台全てにドライブレコーダーを設置して、引き続き効率的で安全な運行に努めてまいります。

《生涯学習の充実》

社会教育では、幅広く多岐にわたり生涯

を通じてお互いに学び合い、高め合う、活力ある生涯学習の取り組みを着実に進めてまいります。

社会教育事業の取組におきましては、第7次美幌町社会教育中期計画の推進目標・方針に基づきながら、いつでも、どこでも、誰でもが学び、町民ニーズにも十分応えられるよう、毎年の事業点検・評価を踏まえて、生涯学習がより一層充実するよう取り進めてまいります。

<社会教育の推進>

学習活動の推進。

家庭教育。

教育の出発点である家庭や地域の教育力向上を図るために、幼稚園家庭教育学級への活動支援、また、フレッシュママセミナー、親育セミナー等で、親子のつながりの大切さや子育てをめぐる今日的課題等を学びながら、保護者同士における交流機会を提供し、町行政と連携しながら、子供たちが健やかに成長できるよう努めてまいります。

少年教育。

小学生を対象に、おもしろキッズ共和国や子どもチャレンジクッキング、子どもちょっと体験教室、びほろっ子ワクワク通学合宿など、各種事業を継続してまいります。中学生・高校生には、リーダー養成を目的とした講習会や研修派遣を継続してまいります。児童生徒らが様々な体験活動や知識習得を通じて、関心の幅を広げ、自ら考え行動する力を育ててまいります。

青年教育。

青年教育では、社会の一員としてまちづくりに参画する青年たちの自主的活動を推進するため、青年交流会やはたちのつどいの開催支援を行います。また、青年講座開催により、青年の学習の場を引き続き提供してまいります。

成人教育。

社会教育講座として、町民の自主的な学習活動を支援するみんなのまなび場応援事

業や、広く町民の知識・教養を深めるイマドキ講座、きらり女性セミナーを企画実施して、誰もが気軽に参加できる学習機会を提供するほか、女性国内研修派遣では、女性リーダー育成を推進してまいります。

また、今年度は、新たに町内在住の外国人労働者等に対して、町民との交流を深めたり、本町への愛着を持ってもらえるよう、日本の伝統文化や教養などを学習、体験できる機会を提供してまいります。

高齢者教育。

明和大学では、多くの仲間とともに生きがいのある充実した生活と生涯にわたる学習の場を提供し、学生の多様なニーズに応えられるよう、学習内容の充実を図ってまいります。

また、明和友の会や一般高齢者の方も対象とした明和大学公開講座やアクティブシニアセミナーを継続し、高齢者の生きがいづくりや学びを提供してまいります。

青少年健全育成の推進。

青少年対策。

青少年育成センターは、民間組織である青少年育成協議会と連携しながら、青少年の健全育成や非行防止活動が円滑に取り進められるよう指導と支援に努めてまいります。

また、リトルウイングや子どもみまもり隊による児童生徒への声かけ、見守り活動や青色回転灯装備車両によるパトロール、巡視活動など、引き続き町民総ぐるみ運動として展開しながら、子供たちの安全確保や非行防止に取り組んでまいります。

文化活動の推進。

芸術文化鑑賞事業の充実。

文化連盟や各実行委員会と協力して、町民の幅広い世代に向けて質の高い生の芸術に触れる企画を工夫し提供してまいります。びほ一でで開催する鑑賞事業では、一流出演者のコンサートや舞台芸術をはじめ、あらゆる世代で鑑賞できる事業実施に努めてまいります。また、小中学生向けの

鑑賞プログラムで優れた芸術文化に触れてもらい、吹奏楽技術講習では、指導者招聘事業を継続することで、次世代を担う若い世代の技術の向上や文化の振興に努めてまいります。

演劇ひろば。

子供たちの表現活動が創出できる場所として、演劇ひろばの活動をサポートしてまいります。異なる年齢の小学生たちが、びほ一るで一緒に演劇やダンス、歌などを自分たちで創作しながら、協調性や積極性を養い、そして、コミュニケーション能力や感性を高め、表現活動の発信や創出を行ってまいります。

スポーツ活動の推進。

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために、美幌町スポーツ協会及びびほろスポーツクラブBeetとさらに連携・協働を図りながら、各種競技スポーツ及び生涯スポーツの普及・振興に努め、安全で活動しやすいスポーツ環境づくりを推進してまいります。

また、少年団や中高生、社会人選手が様々な競技で、全道・全国大会に出場し、活躍されていることは、これまでのスポーツ活動の成果であり、今後も大いに期待をしているところであります。

その活動を継続、充実していくためには、競技者の底辺拡大や指導者の養成、資質向上なども課題であり、指導者を養成するための資格取得に対する助成の継続や、研修機会を提供、奨励してまいります。

オリンピック・パラリンピック東京大会の開催や冬季札幌大会の招致を契機として、未来を夢見る有望な子供たちが数多く育つよう、未来のアスリート応援事業を新たに取り組み、競技大会に参加する選手への経費助成の拡充と指定強化選手に選抜されるなど、有望な選手を支援する奨励金制度を創設するなど、子供たちが安心して活動でき、さらに活躍できるよう支援し、将来を見据えたスポーツの普及振興に努めて

まいります。

図書館活動の推進。

読書を好む子供たちを育てるには、子供の読書習慣の形成と子供のための読書活動の推進、読書環境の整備が必要であり、家庭、学校及び地域との連携の充実に向けて、引き続き取り組んでまいります。

主な取組としては、町行政並びにボランティアとの連携はもとより、小学校との連携を図った子ども未来絵本036事業を継続するとともに、学校巡回司書の取組をさらに充実させ、子供たちの読書活動の推進につながるよう取り組んでまいります。

また、保育園、小学校などで行っている読み聞かせボランティアの高齢化や減少傾向への対策として、講座の開設を増やすとともに、夜間の開催、魅力ある講座への工夫等により、受講者の拡大を図ってまいります。

あわせて、幼児期から外国語に触れる場の提供を目的として、幼児を対象とした「えいごとあそび」を継続的に進めてまいります。

博物館活動の推進。

博物館は、ここ数年、1万人を超える入館者数が続いており、より一層多くの町民の皆様に、ふるさとの自然や歴史、芸術などの素晴らしさを知っていただき、積極的に博物館を利用してもらえるよう、魅力ある事業づくりを目指してまいります。

教育普及では、太古の美幌の歴史をテーマとした特別展及び野鳥をテーマとしたロビー展などの展示会の開催を予定しております。

また、引き続き、各種団体や学校教育とさらなる連携を図り、体験活動を主体とした講座などの内容を拡充し、博物館教育につながるよう努めてまいります。

文化財の保全・保護では、指定文化財の点検、巡視を行うとともに、埋蔵文化財発掘調査として、道営農地整備事業の稲都福梅地区などにおける予備調査、その他各種

開発行為に伴う事前調査を予定しております。

＜社会教育施設環境の整備充実＞

スポーツ施設の整備については、昨年8月に着手しました屋内多目的運動場建築工事について、本年10月の工期完了に向け、引き続き事業の推進を図るとともに、本年11月のオープンを目指し、外構工事や備品の整備を進めるとともに、施設の有効活用を図るため、事業の推進と団体との調整を図ってまいります。

また、トレーニングセンターの施設の長寿命化を図るため、今後も耐震改修と併せ、安全で利便性の向上に向けた整備、検討を行ってまいります。

さらに、老朽化、狭隘化が課題となっている図書館については、改築に向けた調査研究を進めるため、町民アンケートを実施いたします。

【むすび】

以上、令和2年度の教育行政執行に当たり、教育委員会の方針を申し上げました。

教育委員会といたしましては、町行政や関係機関との連携はもとより、家庭や地域と協働して、これからのふるさと美幌を担う子供たちが健やかに成長できるよう、また、町民一人一人が生き生きと学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

◎日程第29 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第29 一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君）〔登壇〕 それでは、さきに通告しております3点、4項目について質問させていただきます。

まず1点目、不法投棄対策について。

不法投棄防止対策としての監視カメラの設置について。

近年、町内でのごみのポイ捨てが多くな

ってきており、悪質な投棄も目立っております。警察や役場担当部局、自治会環境衛生部会などでは、いろいろな手法を考え、看板の設置などを行ってきましたが、ごみが何度も同じところに捨てられているのが現状であります。

モラルの問題でもありますが、罰則をもって対処するためにも、特に被害の大きい不法投棄場所に監視カメラの設置の考えがないか、お伺いいたします。

2点目、ごみ対策について。

まず1番目、SNSを活用しての情報発信について。

携帯電話の普及により、生活に役立つ情報が簡単に入手できる時代になり、北見市でもSNSを活用したごみ情報提供アプリが導入されております。SNSに品名を入力すると、ごみの分別種類が分かり、例えば、割り箸と入力すると、一般ごみと検索結果が出ます。

美幌町に転入されてきた方々にも有効な情報ツールとしてSNSでの情報提供の考えがないか、お伺いいたします。

（2）ごみ拾いが楽しくなるGOMIスポーツの取組について。

子供と保護者、職場ぐるみ等、様々な方法でごみについて考えるGOMIスポーツの取組が注目されております。ごみを拾いながら重量を競い合うことで、ごみに対するモラルの向上に役立つものと考えられます。

また、レジ袋等のプラスチック製品のごみを拾うことにより、近年注目の海洋ごみでもあるマイクロプラスチックの抑止にもつながるものであります。

美幌町の新たなイベントとして、GOMIスポーツの取組の考えがないか、お伺いいたします。

3番目、遊具の安全対策について。

公園遊具の安全対策について。

美幌町は、公園施設において遊具を配置し、年度ごとに更新、撤去がされております。

すが、中でも、木製遊具は、設置時期も古く、劣化が著しいものがあり、使用できない遊具に安全ロープを張っているだけの場所もあり、安全対策として疑問があります。

柵を立てるなどの立入りができない措置や注意喚起の看板設置が必要と思われますが、今後の対応についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 藤原議員の御質問に答弁いたします。

不法投棄対策についてですが、美幌町では、不法投棄防止対策として、広報びほろによる周知、年間を通して委託業者によるごみの不法投棄監視をしており、あわせて、不法投棄物の回収も実施しております。

自治会連合会環境衛生部会では、不法投棄防止看板を設置することで不法投棄防止を呼びかけております。

美幌町での不法投棄の状況ですが、平成28年度は70件で2,150キログラム、平成29年度は67件で3,670キログラム、平成30年度は86件で2,240キログラムとなっており、ごみの種類については、生活系収集ごみや生活系混合ごみが多くを占めており、民有地や公道に多く不法投棄がされております。

また、同一の場所へ同じ種類の不法投棄が続いた場合や大量のシンナーなど、危険物の不法投棄があった場合には、警察に通報し、一緒に現地確認をしております。

御質問の不法投棄防止対策としての監視カメラ設置についてですが、同一の場所への不法投棄も多いことから、不法投棄監視の強化や不法投棄防止看板の設置など、不法投棄防止に努めております。

場所を特定して監視カメラを設置することも可能ですが、監視カメラを設置することで、その場所での不法投棄がなくなるこ

とが考えられる一方で、他の場所において不法投棄が行われることになり、不法投棄がなくなるとは考えづらいことから、現時点では監視カメラを設置する考えはありません。

引き続き、不法投棄をなくすため、自治会連合会環境衛生部会と連携を図り、また、広報びほろなどを活用しながら、不法投棄防止、不法投棄は犯罪であることを周知してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、ごみ対策についてですが、初めに、SNSを活用しての情報発信についてですが、美幌町では、平成17年9月からの一般ごみ有料化に併せて、ごみ分別辞典を作成し、全戸に配布しております。

また、転入された方々には、転入届時にごみ分別辞典をお渡ししており、町民の皆様にごみの分別徹底をお願いしております。

首都圏や政令指定都市では、ごみアプリによる収集日や、ごみの出し方、ごみの分別など、分かりやすく情報提供している市町村が増えており、オホーツク管内において、令和元年度に北見市でごみアプリにより市民に情報提供を開始しております。

美幌町においては、ごみの分別検索サイトを昨年開設しており、 아이폰やスマートフォンにショートカットやお気に入りとして、画面に張りつけて、ごみの分別検索ができるようになっておりますが、専用ごみアプリでないことから、収集日やごみの出し方などの情報提供はできていない状況となっております。

美幌町のごみの分別検索サイトは、ごみアプリを製作しておりますシステム会社が、無償で提供している基本機能のごみの分別検索機能を使用しており、有償の機能である収集日やごみの出し方などの情報提供については行っておりません。

御質問の有効な情報ツールとしてのSNSでの情報提供の考えについてですが、現

在のごみの分別検索サイトでどこまで情報提供できるのか、システム会社と協議しながら、また、有効な情報提供のツールとしてのごみアプリの導入について、調査してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、ごみ拾いが楽しくなるGOMIスポーツの取組についてですが、美幌町では、昭和50年頃から自治会連合会環境衛生部会が実施主体となり、現在では、年3回、町内一斉清掃を実施しております。

スポーツGOMI拾いは、2008年、平成20年に一般社団法人日本スポーツGOMI拾い連盟が、ごみ拾いをスポーツと捉え、競い合い、汗を流しながらごみを拾うことで、健康な体づくりと、子供から大人までごみを捨てないリサイクル習慣を意識させ、きれいで暮らしやすいまちづくりに貢献し、スポーツと環境の融合を実現させ、スポーツの新たな魅力を提案することで、日本スポーツ界の発展に寄与することを目的として、厳格なルールの下に開催されております。

御質問の新たなイベントとしてのGOMIスポーツの取組の考えについてですが、首都圏の大きな自治体において、一般社団法人の連盟加入団体として取り組んでいる自治体もありますが、美幌町においては、スポーツごみ拾いがスポーツイベントとして、町や他団体と協力して実施可能か検討していきたいと考えております。

引き続き、町内一斉清掃の実施主体であります自治会連合会環境衛生部会や関係機関・団体と連携を図り、美化・緑化に取り組んでまいります。

また、海洋汚染の一つでもありますマイクロプラスチックの抑止につきましては、広報びほろなどを活用して、プラスチック製容器包装がリサイクルの流れから外れないように、引き続き、ごみの分別徹底を周知してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、遊具の安全対策についてですが、美幌町内の都市公園における遊具の更新状況であります。社会資本整備総合交付金事業を活用し、平成28年度にいなみ北公園、29年度にあおやま南公園、平成30年度にひがしまち公園、本年度はみとみ公園の複合遊具について、順次更新を行ったところであります。

また、平成30年度に実施した公園遊具の定期点検において、なかまち緑道に設置されている木製遊具3基が、木部の破損、欠け、腐食などにより、事故の危険性があることが確認されたため、現在まで使用禁止にしております。

今までは、補助事業を活用した遊具の更新を想定していたことから、現状保存していましたが、御指摘のとおり、安全対策も必要となる状況でありますので、今後、撤去したいと考えております。

なお、撤去までの間は、改めて立入禁止の措置を行い、注意喚起をいたしますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、町民憲章に「環境を整え、美しいまちにしましょう」「きまりを守り、明るいまちにしましょう」という部分があります。不法投棄やごみのポイ捨ては、美幌町民憲章に反している部分であると思っております。

不法投棄防止看板を環境衛生部会が設置しておりますが、不法投棄防止看板は、設置したときはそれなりの効果が見られましたが、年数とともに看板も色あせなどがあり、効果が薄れているように思われます。

また、町としても、ごみのポイ捨てが多いところには新規で看板を設置してござい

すが、やはり、捨てられている場所は一定して、山林や人目につきづらい脇道などに多く見られます。

御答弁の中に、年間を通して委託業者による不法投棄監視をしているとのことですが、どのような監視をされているのか、まず教えていただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） 御質問の不法投棄の監視でございますが、ごみ収集の委託業者によります巡回監視でございます。月曜日から金曜日に、地区を決めまして、それぞれの場所を監視しているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 先ほどの監視カメラの設置についてですけれども、御答弁の中に、設置場所を特定して監視カメラを設置することも可能ということで、その場所で不法投棄がなくなることも考えられますが、一方で、ほかの場所において不法投棄が行われることになるとの御答弁をいただきました。

この内容を読み返すと、カメラをつけてもいいけれども、不法投棄は一部減るけれどもという曖昧な御答弁であります。

私は、一定の場所でも、不法投棄がなくなり、罰則をもって処罰をできたならば、美幌町全体の不法投棄の抑止にもつながると思ひますが、再度、町長の見解をお聞かせいただければと思ひます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 答弁させていただいた中で、藤原議員から、監視カメラについて、つけてもいいというふうにつけられるという御質問がありました。基本的にはつけないという考えでございます。つけないということは、では、どうするのかということであれば、最初に御質問いただいた不法投棄の監視をしっかりとやっていたかと

いうことを考えておりますし、環境衛生部会等でいろいろ関わっていただいている部分をしっかりとやっていたら、あえてそこまでの設置は必要がないという思いでの答弁でありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 不法投棄の罰則ですけれども、国が定める罰則によると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金と罪が重いです。また、たばこの吸い殻、空き缶のポイ捨て等は、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例というものがあつます。

捨てる人がいれば、そこに必ず拾う人が存在するわけでありまふ。ごみの回収には、少なからずの税金も使用されているので、本当に美幌町の全員が監視の目を持ち、不法投棄がなくなることを望んでいきたいと思ひます。

次に、ごみのSNSの活用について質問させていただきます。

どうしてこの質問をしたかといひますと、ほかからの移住者から、美幌町のごみ辞典の情報をパソコンの検索サイトで見て、非常に面倒であるという御意見をいただきました。

先ほどの御答弁の中に、平成17年から分別が始まって辞典を出しているとのことですが、そこから資源ごみとして出せる品目が増えていると思ひますので、それを受けて質問をさせていただきます。

質問ですけれども、月に1度、ごみの展開調査をされていると思ひます。美幌町では分別が徹底されていると思ひますが、まだ何割かが混在されていると思ひます。

もしこの場で分かるのであれば、本当は資源ごみだけでも、有料ごみで捨てられているという割合が分かれば、お教えいただければと思ひます。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） 展開調査につきましては、毎月ではなくて、年に数回実施しております。

展開調査の目的でございますが、重量だけを量っていても、ごみの容積等が分からない場合もございますので、容積の確認、内容物が分別されているかなどを把握するために行っています。

その中で一番多いのは、包装容器に基づくプラスチック製品が一番多く混在している状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 先ほどの辞典の話に戻ってしまうのですが、アパートに住む方のごみの分別が徹底されていないということを自治会環境衛生部会からお聞きしたことが何度もあります。若い世代は、辞書を引くとか何か調べるということに慣れていないのか、決められた日に捨てられていないのが現状であり、分別ができていないということもあります。

今は便利な時代に突入しました。SNSを利用すると、自分の自治会を入れておくと、何曜日は一般ごみが捨てられますとか、プラスチックのごみですと教えてくれるアプリになっています。また、アプリなので、海外研修生も英訳がすごく簡単になります。分別の多様化が進んでいますので、調査にとどまらず、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、GOMIスポーツの取組について再質問させていただきたいと思います。

1番目の質問にも関連するのですが、GOMIスポーツが定着していくことで、ごみに対する意識が変わり、教育としてもよいと思っております。美幌町の新しいイベントとして、美幌町もきれいになり、不法投棄も減らすことができ、教育にも役立つものだと認識しております。

美幌町自治会連合会環境衛生部会が、年3回、一斉清掃をしておりますが、各自治会の考え方がいろいろあって、年3回実施されていない自治会もあります。きちんと調べたわけではないですが、農村地域は実施していない地域もあると思われます。拾う人を増やすことで、捨てる人を必ず減らすことができると思っております。

自治会連合会環境衛生部会の年3回の一斉清掃を開催される自治会を把握されているでしょうか。

また、周知徹底方法は環境衛生部会から回覧等で行っておりますけれども、広報に掲載されているときとされていないときが見受けられます。全町民が参加しやすい対策のお考えがあるのでしょうか、お聞かせいただければと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 最初のSNSのアプリの関係ではありますが、藤原議員がおっしゃったとおり、正直に言って分かりづらいというのは認めるところであります。このことについては、答弁させていただいておりますとおり、今後検討したいと考えています。今のシステムで新しいやり方ができるかどうか、私も北見のアプリをダウンロードしてみたところ、非常に分かりやすかったです。

美幌の場合は、ウェブ版を携帯に貼りつけておいて、開くと美幌町ごみ分別辞典が出てきて、それがアイウエオ順になっていて、最初にアイスノンが出たら、そこで一般か資源かが出てくるだけということで、それ以上は分からないというのはおっしゃったとおりで、町民の皆さんが分かりやすく、かつ、どういうふうに分別するかは努力していきたいと思っております。

もう一つのGOMIスポーツの考えですが、私はこれをやることに対しては否定的ではありません。今、各自治会で、年3回の一斉清掃をしているときにそれぞれの考え方がまちまちということに対して

は、再度、皆さんときちんと相談して、まちまちではない形をきちんと考えなければいけないと思っています。

要は、否定的ではないのですけれども、スポーツという組織を使ってというのは否定的ではあるのです。いろいろと調べましたら、非常に負担もかかったり、ルールが厳しかったりということがありますので、それよりも、年3回の一斉清掃のときに発想を変えて、今回、子供たちが地域のごみ拾いをするのに競うような方法を取るか、やり方をいろいろ考えることは非常にいいのではないかという気がしております。

そういう意味では、スポーツ感覚で皆さんがしっかり町をきれいにするという取組はやっていきたいと思えますし、可能であれば、何でも町がということではなくて、いいなと思う方が手を挙げていただいて、そこに皆さんが集ってやるというのが一番望ましいのではないかという思いではあります。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 私も町長と全く同じ意見を持っております。GOMIスポーツについても、ごみがなくなれば成り立たないわけで、皆さんに一生懸命ごみを拾っていただいて、環境について考えていただければと思っております。

一斉清掃に関連することになりますけれども、今回、ごみ袋が黄色い袋から青い袋に変わりました。交換するときに、役場で黄色いごみ袋を回収していると思えます。そのことについてですけれども、今使用しているボランティア袋はすごく大きくて使い勝手が悪いという御意見がいっぱいあります。ちょっとしたごみを拾いたいものだけでも、大き過ぎて、捨てるにしてもたまるまで時間がかかってしまうという御意見をいただいております。

今回の黄色いごみ袋をボランティア袋と

して4月の一斉清掃から利用できないのかどうか、確認したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） 今、ごみ袋の交換を実施していますけれども、予想以上に多い枚数を交換しております。それを捨ててもごみにしかならないということで、私たちのほうでも相談しながら、今はまだ黄色いごみ袋が残っておりますので、今すぐということは難しいと思います。混在して誤解をされても困りますので、青色のごみ袋が浸透して、黄色い袋が忘れ去られたくらい、3年後くらいかと思っておりますけれども、そのくらいからボランティア袋として使用したいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今の質問に対して担当と意思疎通ができていなくて申し訳ないのですが、今の3年くらいという話は訂正させていただきたいと思えます。

いずれにしても、たくさん量があって、それを何かに使うかという話の中で、藤原議員がおっしゃった、ボランティア袋は大きくて、何かやるときに非常に不便ということを考えれば、少量を入れる袋として使えるのであれば、他の方々に誤解を受けない、そのことが徹底できれば、早い時期にやってもいいとは思っております。

その辺だけは訂正させていただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 黄色い袋が有効に利用できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の公園遊具について再質問させていただきます。

遊具の安全対策については、今後、遊具の安全対策の注意喚起をしていただいて、

撤去等をしていただけるということで、少しでも子供たちの危険回避ができればよいと思っておりますし、早めの措置をお願いしたいと思っております。

撤去後の利用方法について、今後の計画があればお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 古い木製遊具の撤去についてでございますが、なかまち緑道についてはかなり狭いので、撤去した後につきましては、そこの状況に合わせて、今のところは計画を持っていませんけれども、環境を損なわないような措置をしたいと考えております。具体的にこのようなものというのはありませんが、恐らく、あそこは木とか芝という環境になると思います。また、通路になっておりますので、歩行に差し支えないよう復旧したいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 撤去後の利用について、先ほど部長が言われたように、芝生だけの公園とかベンチだけの公園というものもありなのかと思っておりますので、地域の方に喜んでいただけるような環境整備をしていただければと思います。

また、木製遊具の撤去地のそばに国保病院もありますので、病院の関係者がそこでくつろいでもらえるようなものがあればと思っております。

公園遊具の点検の頻度、また、どの公園にどのような遊具があると把握されているのか、お教えいただければと思います。

また、この点検方法ですけれども、どの場所をどのように点検するようになっていくのか、マニュアル化されているのかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 御質問の

点検の頻度等でございますけれども、美幌町内にある26か所の都市公園につきましては、法律で定められておりますので、年に1回点検をするというルールの下、毎年実施している状況でございます。

また、マニュアル化についてでございますけれども、自前でするのではなくて、委託業者に、国で定められている点検項目に沿って点検をしていただいている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 所管が建設グループではないかもしれませんが、遊具という面では、旧保育所の撤去はどのようなお考えを持っているのでしょうか。

旧南保育所、美園保育所、西保育所、北保育所の4か所を先日見てまいりました。旧保育所の遊具は、安全ロープを回すだけというところもありました。本当に撤去の考えがないのか、その辺もお聞かせいただければと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、公園等と言うのが正解だと思いますが、公園等の遊具の点検についてということで承りました。その中で、公園については、法定点検という国で定められたルールがあるので、マニュアルというよりも、その点検基準に基づいてやっていると御理解いただければと思います。

それで足りなければ、今御指摘のマニュアル化というのは、町独自のものをつくらなければならないと思っています。

最初にお話の緑道の遊具は撤去をさせていただいて、その後については、芝生があったり、今のところはベンチなどがありますので、地域の方々に聞いて、何を望まれるかというのはしっかり協議していきたいと思っております。また、同じようなものを望むのであれば、時間がかかっても国の制度に基づいて整備をしていきたいと思っていま

す。

その他、旧保育所等の部分については、それぞれといった場合になかなか難しいので、今、公園については建設水道部でまとめてやっていますので、ばらばらにではなくて、建設水道部において、あまり自分のエリアを決めないで、全体をしっかり、遊具という、それから、公園に類するものという感覚で全部を点検した中で、必要なもの、それから、今の状況で撤去するものという判断をして結論を出したいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 旧保育所の話で恐縮ですが、フェンスは回っていますけれども、旧保育所はほぼ無人状態です。施設ではありますが、やはり危険な状況でもありますので、この辺の点検もしっかりよろしくお願いしたいと思います。

また、公園というのは、災害時に臨時的な避難場所になり得る場所でもありますので、今後とも安全に利用できるような体制を取っていただければと思っております。

今回、不法投棄の問題とかごみ対策、遊具の安全対策について質問させていただきました。住みよい美幌町を目指して臨んでいってほしいとお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大原 昇君） これで、9番藤原公一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、17時10分といたします。

午後 4時58分 休憩

午後 5時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君）〔登壇〕 それでは、既に通告しております3項目、4点につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

1項目めは、防災・減災について。

感染症対策についてであります。

昨年12月以降、中国湖北省武漢市を中心として発生したと言われている新型コロナウイルスが、短期間で全世界に広まり、日本国内でも今年1月15日に武漢市に渡航歴のある肺炎患者からこのウイルスが検出され、その後、感染者が増大していきました。

そのような中、国内では、マスクや消毒液の品切れが相次ぎ、医療現場や介護現場では、マスク等の入手ができず、苦慮しているとの声も聞こえています。

政府としても、各都道府県や市町村自治体へ備蓄品の払出しを協力要請したとの情報もあります。

美幌町としても、美幌町強靱化計画（案）に、防災対策として、防疫資材確保を美幌町地域防災計画の災害時備蓄計画に、行政備蓄としてマスクや消毒液を記述しております。

今回の新型コロナウイルスに伴う生活物品や応急手当物品の不足に際し、行政側としてどのような対策を取られたのか、また、今後の教訓とすべき点などがあればお聞かせください。

2項目め、行財政運営について。行政組織の活性化についてであります。

昨年7月、標津町の20歳代男性職員が自殺されたことは報道等で承知していることと思います。この職員は、商工観光課に属し、修学旅行の受入れ業務などを担当、時間外勤務命令簿では、5月45時間、6月53時間となっていましたが、退勤時刻から計算した結果、亡くなる直前1か月間の時間外勤務は149時間で、直前の2か月間では1か月平均146時間余りと、厚

生労働省が過労死ラインとしている月平均80時間を大幅に上回っていたとのことです。

美幌町では、行政改革等による職員数の抑制により、最少の経費で最大の効果を挙げる行政組織を目指し、また、課題解決や目標達成に向け、職員相互が協力し合い、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営と活性化を図るべく、平成18年4月からグループ制を導入いたしました。

このグループ制の評価や見直し等については、過去にも上杉議員が質問をされ、令和3年の新庁舎供用開始を見据えながら、美幌町に見合った組織体制の在り方を研究していきたいと答弁をされております。

私は、昨年10月、平成30年度決算審査特別委員会において、職員の時間外勤務や年次休暇等の取得状況を確認しましたが、グループ内でも極端なばらつきがあったのが今でも気にかかっております。

グループ制の評価や見直しも必要ですが、ほかにも、職員個々の能力発揮や、組織を活性化すべき施策が必要ではないかと思っております。

平野町長も就任されてから1年がたとうとしていますが、町長が掲げた「美幌の活力を高め、次代につなげるまちづくり」のためには、まず、足元である行政組織の活力を高めることが美幌の活力を高めることにつながるのではないのでしょうか。

町長の行政組織の活性化、活力を高める施策について、考えをお聞かせください。

続きまして、除雪体制についての1点目、民間委託業者の継続的確保対策についてであります。

近年の異常気象から、降雪時期の遅れや、降雪回数の減少、1回の降雪量が多かったりと、予測できない降雪状況となっております。

そのような中、民間委託業者は、除雪機械やオペレーターを準備して、除雪体制を確保しています。

業者によっては、除雪機械をリースして準備しているところもあると聞いています。

美幌町の除雪業務の委託料は、稼働状況に応じた支払いとなっていると思いますが、降積雪状況に大きく影響される不安定な側面を有しており、暖冬、少雪等で稼働時間が少ない場合、除雪機械の減価償却費、点検費、税金等の固定的経費などの維持管理経費、またはリース経費が大きな負担となっているのではないのでしょうか。

自治体によっては、待機補償料や重機レンタル料などの固定経費分を補償したり、一定の費用を支払う最低保証制度を導入して、除雪事業者を継続的に確保していますが、苦慮している状況にあります。

美幌町における民間委託業者の継続的確保対策についてお聞かせください。

次に、2点目、臨機応変な除雪の実施についてであります。

除雪基準では、10センチメートル以上の積雪や人及び普通自動車の運行が困難、もしくは支障が生じる場合に一斉除雪を行うこととなっていますが、日中でも、わだちで車が動けない状況でも除雪されなかったり、雪解けで道路ががたがたの状況でも除雪または整地されていない状況が散見されます。

日中の除雪の考え方についてお聞かせください。

また、歩道の除雪について、除雪されている箇所と除雪されていない箇所がありますが、歩道除雪の考えについても併せてお聞かせください。

以上の4点についてお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 戸澤議員の御質問に答弁いたします。

感染症対策についてであります。連日、新型コロナウイルスによる肺炎の患者が相次いで発生しており、先般、北海道においても感染された方が確認されるなど、

今後の感染拡大が懸念されているところであります。

感染症罹患者の増加に伴い、マスクや手指消毒液等が品薄となる事態が続いておりますが、現在のところ、町では、備蓄品の払出しの要請は受けていないため、特に対策は取っておりません。

御質問の防疫資材確保についてですが、防災用として備蓄している感染症予防用生活物品は、避難所における風邪やインフルエンザ等の軽度疾患に関する感染防止を目的とし、美幌町災害時備蓄計画に基づき、マスク50枚と手指消毒液を5か所の指定避難所と臨時避難所、しゃきつとプラザにそれぞれ避難所用資材として配備しております。

また、平成21年に流行しました新型インフルエンザ蔓延時の対応といたしまして、防災用とは別に、マスク3,000枚、予防衣50枚、2月18日現在ですが、その備蓄をしておりますので、必要な状況となれば、医療機関や介護現場等に優先順位を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

感染症対策につきましては、発生の段階や状況の変化に応じた対応が求められます。国や北海道の動向や指示をしっかりと確認しながら、感染の拡大を可能な限り抑制し、町民の生命と健康を保護できるよう、万全の対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、行政組織の活性化についてであります。

御質問の行政組織の活性化及び活力を高める施策についてですが、行政組織につきましては、時代の変化や町民ニーズに適正に対応するため、職員一丸となって、サービスを低下させることなく、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制の確立が必要とされております。

そして、基本となるのは、職員一人一人が仕事に対する情熱や働きがいを感じ、生

き生きと仕事に臨めることが最も重要なことと認識しているところであります。

そのための取組としまして、平成13年度に策定された美幌町職員人材育成基本方針について、本年度に大幅な見直しを行い、目指すべき職員像をクリアにし、職員が自ら研さんすること、また、職場における人材の育成に積極的に取り組むための方針を示すべく、現在、最終調整を行っているところであります。

具体的には、目指すべき職員像、すなわち町民が求める職員像として、信頼される職員、チャレンジする職員を掲げ、上司や同僚が組織的に自己啓発を促す環境づくりや地域活動への積極的な参加、ビジョンの共有化などを掲げる予定としているところであります。

さらに、令和3年の新庁舎供用開始に合わせ、組織機構の見直しについて検討を進めております。

見直しに際しては、さきに論議を進めてきたグループ制の見直しについて検討するとともに、時代の変化や業務量に応じた組織機構を考える必要があることから、全グループを対象とした業務量調査を実施し、その結果を基に、全体の業務量バランスなどを考慮しながら、現在、検討を進めているところでございます。

いずれにしましても、簡素で効率的な行政運営を行う組織づくりは命題であり、その組織は職員によってつくられます。今後も、職員に対し、明確なビジョンを示していくとともに、業務量の平準化やストレスチェックなど、細やかな対応を実施しながら、職員が個々の能力を遺憾なく発揮できるような組織づくりについて、これからも引き続き検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、除雪体制についてです。

1点目の民間委託業者の継続的確保についてでございますが、今年度の除雪委託につきましては、除雪機械のサイズや機種等

により、人件費、燃料費、機械損料、チェーン損耗費、管理費の1時間当たりの単価を積算し、出勤時間に合わせて委託料をお支払いしております。

しかし、例年、12月に一、二回実施していた一斉除雪が、数十年ぶりの少雪の影響で実施せず、1月21日に1回目を実施しております。

美幌町の委託料は、除雪実績による支払いのため、今年度のような記録的な少雪により除雪実績が伴わない場合、委託料の支払いがされないため、一部の委託業者から、体制準備のための経費がかかり、厳しいとの声をお聞きしております。

そのような状況から、オホーツク管内の除雪委託に係る最低保証制度の導入状況を確認したところ、積算方法は各市町村により異なるものの、18市町村のうち10市町村が導入しております。

以上を踏まえまして、美幌町におきましても、今後も継続的に町内の除雪体制を安定的に確保するため、最低保証制度の令和2年度導入に向けて取り進めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

2点目の臨機応変な除雪の実施についてでございますが、一斉除雪に係る出勤基準は、10センチメートル以上の降雪や歩行者及び普通車両通行に支障が生じると判断した場合、直営及び委託を合わせて50台を超える除雪車両により実施しております。

また、開始時間につきましては、歩行者及び車両の往来が少なく、安全に除雪作業ができる深夜0時を開始時間とし、小中学生の登校時間となる7時までに完了するよう取り組んでいるところであります。

日中における降雪最中は、除雪作業の安全確保の観点から、一斉除雪をお待ちいただき、住民の皆様には御迷惑をおかけしております。ただし、車両が立ち往生するなど、緊急的な場合には、個別対応をすると

ともに、気温上昇により車両通行に支障が出た場合は、道路状況を確認した中で、日中においても除排雪を実施しております。

なお、歩道除雪につきましては、歩道延長88キロメートルのうち、幹線道路を中心に通学路や利用頻度の高い歩道41キロメートルを除雪しております。ただし、開発行為により造成された道幅の狭い歩道や除雪機械が入ることができない歩道につきましては、除雪作業を行っておりませんので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） それではまず、感染症対策から再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、備蓄品の払出しについてですが、要請は受けていないため、特に対策を取ってこなかったということで、非常に消極的な御回答をいただきました。これを積極的に、おたくの病院では、おたくの介護施設ではマスクはどうですか、消毒液はどうですか、足りているのですか、足りていないのですかというような行動は一切取らなかったのか、また、今後取る予定はないのか、まずはその辺についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 民間の施設は別にして、私どもの病院とかそれぞれの施設については、今の備蓄状況をお話しして、必要などころに対してはお渡ししますという話は、対策本部会議の中でしていますし、例えば消毒液等については、調達できる方法があれば皆さんと論議して、今であればこういう方法で調達できるということについては、そこをお願いして調達して、ないところに配布するという行為はしております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 公的施設は、ある程度大きい施設ですから、備蓄もある程度はあると思うのですけれども、一番困っているのは民間の小さい病院や小さい介護施設等々ではないかと思えます。

民間病院ですと、前はマスクをつけてくださいとってマスクをくれていたのですが、今は職員の分さえ、1 回使ったものを 2 日も 3 日も使っているという状況が発生していると思えます。公的施設よりも民間施設のほうに困っていると思うのですが、その辺の状況というのは把握されているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 民間の施設ということで限定させていただきますと、病院と福祉施設については、状況を個々にお聞きしております。そういった中で、マスクとか消毒液等について足りているかという調査までは行っていない状況です。何か困ったことはありますかというお話はしていませんけれども、具体的にマスクや消毒液はありますかという話まではしていませんが、困っていることがあればということと、先ほどの学校が休みに入ったことによって関わる職員がどれぐらいいらっしゃるのか、それから、今後の対応はどうかということの確認はさせていただいている状況であります。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 御答弁の中で、要請があれば払出しをしますということですが、実際に要請があれば払出しをするのか。必要な状況というのはどういう状況を想定されているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 必要な状況ということでいけば、今限定でのお話しかできませんけれども、医療機関とか福祉施設の部

分、あとは、学校、保育に関わる施設において、そういうものがどうしても必要で、足りないといった場合については、対応を考えている状況であります。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 次の質問で出てくると思うのですけれども、美幌町の備蓄品には限度があると思うのです。やはり、枚数に限度がある限り、優先順位をつけて出すのは多分いろいろ見積もって難しいと思うのです。

今現在、月 6 億枚を目指して日本政府も頑張っておりますが、これは私の私見ですけれども、3 月中旬あるいは下旬までは市場には出回ってこないのではないかとということで、あと 2 週間、3 週間ぐらいはマスク不足は続くという認識の下で、高齢者、なおかつ病気を持っている方の致死率が高いというウイルスですから、ぜひ、介護施設、病院に聞いて、本当に必要であれば払出しをしてもらいたいと思えますが、どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 防災ということの備蓄でいけば、答弁にも書いてありますけれども、そんなに多い数ではないのです。たまたま前の新型インフルエンザの分の在庫があったということでもあります。

ですから、まずは基本的に、今回の教訓を含めて、防災担当と話をしているのですけれども、備蓄の量をしっかり見定めた中で、ある程度の量を確保していかなければいけないと考えております。

それから、今、質問をいただいたことについて、医療機関や福祉施設において、今後の見通しと、場合によってはこういうものが必要だということであれば、私どもが持っているもので対応できるものは払出し等をしていきたいと思っております。

この辺も、全部出してしまうたらどうするのかということもあるので、今後の見通

しといたしますか、今、戸澤議員がおっしゃったように、国から入ってくるとか、そういうこともきちんと情報を収集して、その見極めをした中でしっかり対応していきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） これは紹介程度で終わりたいと思えますけれども、岡山県総社市では、2月5日、市が持っている50万枚のマスクを払い出したという実例があります。これは、1家族原則10枚までとか、地域づくり協議会を通じて配布するとか、対象施設として小中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、介護・障がい者関係施設・事業所、医療機関等ということで、要請がなくても自ら払い出している市もあるということを紹介して、終わりたいと思えます。

次に、今出ました備蓄の関係です。

避難所用に50枚、インフルエンザ対応用に3,000枚、予防衣が50枚ということで計画では持っているということで、避難所は200名ぐらいを想定していると思うのですが、なぜ50枚なのか不思議なのです。この50枚とか3,000枚という根拠は何でしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 根拠については、後で担当から答えますが、先ほど答弁したとおり、50枚を6か所ということでいけば、全体で300枚ですから、担当と話した中では少ないということは確認していません。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、この量の備蓄をすることについては、今回の状況を受けて再検討が必要だと思いますし、御質問の備蓄計画の中で、家庭、事業所で備蓄するものという中において、私の防災袋の中にはマスクは入れています。

そう考えれば、備蓄をしなければいけな

い部分と、私どもが町民の皆さんにお示ししている家庭で用意するものの中にマスクという記載をして、ふだんからも、災害時に避難所に行くときに、私はマスクは必要だという思いでそこに入れてありますので、そういう表記を追加してはどうかということで、今、担当と話しているところであります。

いずれにしても、先ほどの3,000枚は、防災というよりも、前回のインフルエンザの部分で在庫として持っていたということなので、こちらは同じテーブルにのせる話ではないと思っています。今、結果として町はこれだけのものを持っているということでもあります。

また、50枚の見解については、担当から御説明させていただきます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいま御質問をいただきましたマスクが各施設50枚という根拠ですけれども、現在、まちの防災という視点で備蓄をしているマスクにつきましては、あくまでも災害発生時に避難された住民の皆さんに対する対応ということで、災害が発生すれば、当然、避難所においても飲食物の腐敗あるいは飲料水の汚染等によって感染症の発生も疑われるということでもありますので、そういった際の避難所における最低限の備蓄ということで、各施設に50枚を備蓄計画に基づいて配備してきているということでございます。

今回のコロナウイルスの関係は、皆さん御承知のとおり、自然災害とはまた違う状況にございますので、そういった対応を十分できていないのは事実であります。感染症予防全般について備蓄できている状況にはございませんでしたので、今回の事案を契機に、今後しっかりと検証して、町としての対応は何が必要かということは考えていかなければならないと思っております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 美幌町災害時備蓄計画、（5）行政備蓄の中に、生活物品、応急手当物品については、水害における1泊2日を想定し、避難生活をするに当たって必要な物資を準備することとしますが、災害の種類や規模により流通在庫備蓄の活用を図りますと。そして、生活物資の中には、紙おむつ、生理用品、マスク、非常用トイレ袋などです。応急手当物品には、ばんそうこう、ガーゼ、消毒液などと書いています。1泊2日を想定しているとは書いてあるのです。では、避難所に何名入るかという計画がされていますから、例えば200人が入るのだったら、最低200枚、2日を考えるのなら400枚というのが普通の見方になると思うのですが、この辺はどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 先ほども御答弁させていただきましたけれども、避難所における感染症、例えば風邪や季節性のインフルエンザにかかった軽度の疾患の方が避難されるということも当然想定されますので、そういった想定の下に各避難所でとりあえず50枚は備蓄している状況でございます。

例えば、200人が避難所にきた場合、当然、全員分を用意できているのがベストだろうと思えますけれども、そこまでの想定に至っていないというのが1点です。

また、町においては、様々な業種の事業所の皆さんと連携した中で、防災協定を結ばせていただいております。現在、21団体、22件の防災協定を結んでいるわけですが、これまでの取組として、残念ながら衛生部門の事業所の皆さんとは防災協定を結んでいない状況でございます。

今回の感染症の発生を受けて、そこはしっかり検証した中で、今後、そういった事業所の皆さんにも御協力をいただけるように、協定の締結に向けても考えていきたい

と受け止めているところでございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 先ほど町長からも若干答弁があったのですが、今さら50枚云々と言ってもしょうがない話ですから、この反省を踏まえて、今後に生かさなくてはならないと思うのです。今の状況や反省点に留意して、後はどういう考え方をお持ちでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 個々の部分でどうこうということはお話しできませんけれども、職員を含めて話しているのは、適切な言葉ではないかもしれないですけども、現在起きていることを、ピンチからチャンスへということで教訓をしっかりと生かして、今回問題になったことはきちんと列記した中で、どれを優先的にやるべきかを日常的に考える。そして、今回の備蓄を考えたときに、例えばマスクの備蓄であれば、今、議員がおっしゃったように、避難所に来る人たちの枚数を確保するとか、この辺はきちんとやっていく必要があると思えますし、全てを公共施設の備蓄として準備するのではなく、例えば、家庭内の備蓄の推進などにおいて、資材等の中に新たにマスクを入れるとか、事業所などで用意することが望ましい備蓄の中にマスクを入れて、皆さんも日常的にそういうものをお持ちいただくということもしっかりやっていきたいという考えであります。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 各家庭に1個の非常用持ち出し袋の中にマスクは入っていませんし、各自治会が持っている備蓄倉庫にもマスクはありません。それは自治会の計画でしょうけれども、その辺も含めて、行政側で指導して、予算を措置して備蓄しておくのも一つの手だと思います。今回の反省点を踏まえて、いろいろと研究していた

だきたいと思います。

次に、周知徹底という観点で、昨日、美幌町のホームページを見ましたら、内容が非常に充実していて、「町民の皆様へ、新型コロナウイルス緊急事態宣言」という見出しが出てきて、その中に入っていくと、QアンドAがあったり、学校関係のこともありましたけれども、いろいろないいことが書いてあるのです。

しかし、インターネットやSNSというのは、高齢者はなかなか見る機会がないのかなと思うのです。非常にいいことが書いてあるのに、一番罹患しやすい高齢者が承知していないのはもったいないという気がするのです。

これは、ホームページ以外に、例えばプリントアウトして全戸配布しているという経緯はあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 全戸配布はしておりません。対策本部の中で、どういう形で町民に知らせるかということで、皆さんと協議をさせていただきました。設置したときには、対応は各保健所ということになるので、公共施設にきちんと徹底しましょうという掲示をさせていただいております。

今、町民の方々への周知方法については、町のホームページや、あんしんネットの登録者です。これは1,400名ぐらいしかいないのですけれども、そこにも配信させていただいて、何とか少しでも町民の方に知っていただくという思いではあるのですが、それを超えてまでのことは今はしておりません。

ただ、先ほど、新年度の執行方針の中でもお話をしましたけれども、令和2年度においては、皆さんに議決をいただいたら、テレビの特定の地デジのチャンネルに町の情報を出すということを考えています。そうすると、テレビ画面のサイドのところにも美幌の情報を全部載せられる形にできます。

ですから、ホームページは特定の人が開くというイメージがあるのですけれども、テレビについては、皆さんの自宅にありますから、開き方が分からないということはあるかもしれませんが、皆さんに今よりも早く知らせることができると思っております。今後は、場合によっては、印刷して全戸に配布しなければいけない場合も起き得るという認識でいます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今回はコロナの問題ですけれども、伝達手段のことは過去の質問でもいっぱい出ていると思います。

2月23日に対策本部が立ち上がっていますが、例えばその中で話が出ていけば、業者に印刷を出して、二日か三日ぐらいで9,000枚は刷れると思うのです。そうしたら、広報びほろの配布には間に合わなかったと思うのですが、各自治会長に配ってと持っていけば、1日か2日で配れたと思うのです。

ですから、本当に真剣に考えれば、そういう措置も迅速にできたのではないかと思います。

時間がないので、次の質問に移らせていただきます。

次は、組織の活性化について質問させていただきたいと思います。

業務量の平準化やストレスチェックを実施しながら能力を発揮できるようにやっていきますという答弁をいただきました。

業務量の平準化については、グループ制が一番いいと思うのですが、グループ制以外に業務量の平準化についてお考えがありますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 先ほどの感染症対策で1点だけ答弁させていただきたいと思います。

議員から、真剣に考えてという厳しいお言葉をいただきました。対策を考えてきた

中で、真剣に考えて対応してきております。不十分だという御指摘だと思うのですが、けれども、例えば、2月22日の夜に、私自身、北見で感染者が出たという情報を把握しました。翌23日、日曜日の朝には、町長、副町長、教育長をはじめ、集合していただきまして、経済圏、生活圏が同一のエリアですので、美幌町としても即座に対応が必要だということで、その段階で23日の午前10時に本部を設置したという経緯もございます。

また、週明けには本部会議を開きまして、町としてできることを本部員の中で十分に検証した中で、すぐにホームページ等で情報発信をしているという経過がございます。

確かに、今振り返れば、全戸配布できる資料を用意すべきだったのかもしれない。ただ、その時点では、十分に真剣に考えた結果の対応でありますので、どうかそこだけは御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 誤解して受け止められているようなので、もう一度話をさせていただきます。

対策本部を設置して、行政が行った対応については非常に評価しています。それについて真剣に考えてという話はしていません。周知要領のことです。インターネット以外の周知要領についてもっと真剣に考えてもらいたいという発言でしたので、そこは誤解なくお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 業務量の平準化ということを考えますと、やはり組織をどうするかということだと思います。

その一つの手法として、グループ制が考えられます。今までは、部、課、係という一つのピラミッド型をベースとして、その組立てからどのように組織としてフレキシブルに対応できるかということで、私ども

はグループ制をしいたところでは。

移行した当時は、町民になじんでいた名前が分かりづらくなったなど、いろいろありました。それについては、今、見直しをした中で、今までのグループ制でいいものはグループ制として残し、グループ制で問題があったところは改めるとか、昔の大課大係制も頭に入れながら、しっかり修正するというのを今はやっていただいておりますので、それがベストということではないと思っております。一つの手法として、美幌町の一つの判断として、最終的に組織運営を任されている私とすれば、皆さんと協議した中で、職員がそれをよしとするということで、今、改めたいという考えであります。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 先ほど、標津町の職員の自殺の件で紹介したと思うのですが、それを解消する特効薬とは言いませんが、一つの目安としてストレスチェックがあると思うのです。御答弁の中でもストレスチェックのことを言われていますけれども、ストレスチェックというのは、100%実施しなければいけないと、漏れがあってはいけないと思うのです。そういう観点から、昨年度のストレスチェックの実施状況、実施率はどのぐらいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ストレスチェックの実施率についてのお尋ねになります。

今年度は、役場におきましては、87.9%です。病院、学校職員も合わせまして、全体では78.5%ということで、できれば100%全員にストレスチェックを受けてほしいということで依頼はしているのですが、強制的にとるところまではできておりませんので、結果としては8割前後になっているという状況でございます。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 残りの約 2 割ぐらいの中に一番危ない人がいるという状態だと思うのです。強制的にやっていないということでしたら、なおさらだと思います。私の今までの経験では、その 2 割の中に非常にストレスを抱えている方がいっぱいいると思います。

入校してできない、産休を取ってできないといういろいろあると思うのですが、多分、記入するものだと思うのです。そうしたら、入校先などに送って、書いて返送することもできると思うのです。これは 100% やらないと意味がないと思います。ぜひ、令和 2 年度からはやり方を考えていただきたいと思います。

あとは、一つのバロメーターとして、定年前に辞められる職員がいると思うのです。女性の方は結婚して辞められるということはあるかもしれませんが、平均したらどのぐらいの方々が定年前に辞められているのか。特に男性です。その理由は大体分かりますか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 退職されている皆さんは、それぞれに事情がある中でお辞めになっておりますが、残念ながら、傾向として、ここ数年は若い職員も次の世界に行きたいという思いもあって辞めていく職員もありますし、家業を継ぎたいということでリタイアする職員もおります。また、長く勤めていただいても、勸奨退職ということで 50 歳代になって辞められている職員もおりますけれども、具体的に何%ぐらいというのは今申し上げることはできないのですが、やはり人それぞれなのかなと思います。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 深くは追及しませんが、他市町村とその率を調べてみ

れば大体分かると思いますので、1 回調べてみればよろしいかと思います。

新規採用職員、若い職員もという話も出ましたけれども、新規採用職員を配置するに当たって着意している事項はあるのでしょうか。

また、配置された職員が最初に就いた職の平均の勤務期間は大体どのくらいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 明確に何か物差しがあるかと言われると、持ち合わせていないのですが、私どもの傾向としては、平均すると 3 年ぐらいでしょうか、一定程度、行政事務全般を経験した中で次の職場に異動するという状況かと思えます。

また、新規採用職員の配置につきましては、ふだんの私生活も含めて近くに相談のできる関係性を持てるような職員がいたほうがいいということで、そういったことに配慮しながら各グループに配置してきている状況であります。

やはり、若い職員をしっかり育てて人材育成を図っていかなければ組織は成り立っていきませんので、これまでもそうですけれども、今後においても、しっかりと若い職員が働きやすい環境を、そして、やりがいを見つけられるような職場を、私たち管理職もそうですけれども、上司がしっかりとつくっていくことが大切だろうと考えております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） やはり、新規に入ってきた職員というのは、うれしさ半分、不安半分で入ってきていると思うのです。

その中で、どこの組織もそうだと思うのですが、人材を育てることが活性化にもつながりますし、組織の活力にもつながっていくと思うのです。

そういう観点で言えば、入ってきた職員

をいかに戦力化するように育てるかということが重要だと思います。そういう観点で、例えば、新しく入ってきた職員を一堂に集めて、社会一般の常識とか心構えを教育するというのも一つ重要なことだと思うのですが、そういうことはやっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 新規採用職員に限定させていただければ、当然、職員に対しての研修はしております。それから、管内の町村会でも初任研修がありますし、ほかにもいろいろな研修があります。

今、議員がおっしゃったとおり、最初に入ったときに、どういう上司と仕事をするかというのは非常に重要なことだと言われています。それは、結果的に当たり外れということでは駄目だろうというのが今の通説であります。その辺をしっかりと、関わる管理職等がどういう基準でどう育てていくかということ、きちんと平準化したいということです。それは、答弁書にも書いてございますけれども、職員の人材育成基本方針をしっかりと示すということで、どういうふうに育てほしいかを明確にして、新人職員であれば、関わる人がしっかり認識するというのを今やろうとしております。

やはり職場でないと育たないと思っているのです。ですから、職場においてしっかり育てる、言うならば職場研修という概念も、これからは方針に基づいて、関わる管理職も含めて職員にきちんと伝えていくということをしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1番 戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 次に、人事評価についてですが、これは非常に難しいです。行政にかかわらず、一般の会社でも難しいことです。営業職でしたら、営業の成果で評価できると思うのですが、サービ

スを提供する職場等については非常に難しいと思うのです。基本的に、人が人を評価する形になってしまうと思うのですが、そういうときはどうしてもその人の主観が入りやすいです。

そこで、人事評価というのは単年度でされているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 誤解がないように答弁させてほしいのですが、人事評価の評価という言葉は少し変えなければいけないと思います。人を評価するという事ではないのです。

私どもが今回方針をつくった中で、人を育てる、人材育成をするのは人事評価制度ですとはっきりうたっているのです。それをどういうふうにするかということ、きちんと示さなければいけないと思っております。

今までは、一方的にその人がどうだと上の者が行っているから駄目だったと私は思っているのです。

ですから、人事評価の最大のポイントは何かということで、今回、スタッフの皆さんにまとめていただいているのは、面接というか、お互いにきちんと情報をやり取りするという事です。

言うならば、育成方針を達成するための一つの手法としての人事評価制度です。人事評価というのは何のためにやるかと思ったら、人材育成です。その手法としてどうするかということ、きちんと明確に今まとめております。

その中での成功のポイントは、今までのように一方的にその人を評価するのではなく、まずは面接をして、その職員はどういう思いがあるか、それを受け止めてどうするかというように、双方向でしっかりやらなければ人事評価のやり方としては間違っていると私は思いますし、その辺は誤解のないようにお願いします。

評価といっても、一方的にこの人はこう

だという考え方では全くありませんので、その辺はお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） その辺についても質問したいことがあるのですが、残り時間がありません。

働く者にとっては、給料の格差というのはやる気が出るか出ないかの範疇になってくると思うのですけれども、例えば、同一職種、同一内容で正規職員と会計年度任用職員の給料の格差が非常にあれば、やる気のバロメーターが違ってくると思うのです。例えば、看護師、夜勤につけない看護師は置いておいて、あるいは保育士とか保健師です。同じ仕事をやっているけれども、片や正規職員、片や会計年度任用職員で、もらえる報酬が全然違うとなると、やる気のパロメーターが非常に違ってくると思うのです。

その辺は、定数があるからしょうがないという話はあるかもしれませんが、本当にそういう職場があれば、会計年度任用職員から正規職員にするという考えはないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今いらっしゃる方の身分を変えるということは、今のところは考えていません。

ポイントになるのは、今回、国がこういう制度を打ち出したというのは、昔で言う臨時職員と正規職員で格差があるというのは何なのかという話です。同じことをやらせるのがおかしいのであって、本来ならば、正規職員が会計年度任用職員と同じという意識自体を変えていかなければいけないということです。

ですから、本来の役割として、そこを根底から変えていかなければ組織は変わっていかないということなので、比較にはならないと思っています。

ですから、専門職に対して私が言い続けてきたのは、資格を持って一定の仕事をするときの差は本来ならばおかしいのではないかと私は言い続けています。保育士とか、同じことをやるとするならばです。

ただ、それぞれの役割、正規という言い方がどうかわかりませんが、本来、役場職員と臨時で資格を持って入った人が同じことをしているのであれば、それは間違っていると私は思っています。差というよりも、その人のやるべきことに違いがあって給料が違うということです。

この辺をお互いにきちんと認め合うこと、今までの一方的にこうですではなくて、雇用される側として分からなければいけないので、そのことのやり取りです。言うならば、そういうことをきちんと評価しなければいけないということで、先ほど言ったように、ポイントは面談をするという手法をきちんと皆さんが理解して、そのことを整理していかなければ駄目だと思っております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 今の御答弁にも反論があるのですが、時間がないので、次の再質問をします。

美幌町子育て世代包括支援センターを来年度の10月に開設するというところで、保健師1名が兼務するということです。ふだんから多忙な保健師を兼務させることが本当に妥当なのか、士気の低下につながるのではないのかと私は思うのです。

また、このセンターを本当に価値あるものにするのであれば、専属の職員を配置すべきではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今おっしゃられたとおりで私は思っています。

ただ、それだけの人材も含めて、この頃、町がこれだけの人を雇用したいとして

も、なかなか来ていただけないという状況も踏まえて、当面、どうするかということで判断をしなければならないと思っています。

ですから、必要などころにおいては、業務量のチェックをしている中で絶対に必要だということで、今は保健師も本当に大変な苦勞をしているのですけれども、1人でも2人でも来ていただけるように募集を毎回しておりますし、技術職も募集していますが、なかなか来ていただけません。

ですから、本来の業務量を全部見直して、絶対に必要などころには配置したいという思いはあります。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 最後に提案です。

例えば、目安箱というか、職員が無記名で、こういうことを改善してほしいというような自由な意見を入れられる意見箱を、なるべく意見を入れやすいところに設置して、職員の意見を聞くということも大事だと思いますので、参考にさせていただければと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、1 番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 6 時 11 分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員